

大阪府 大阪市公報

発行所
 大阪市役所
 大阪市北区中之島1-3-20
 電話06-6208-7444

目次

告示

固定資産評価審査委員会委員の任命	2
大阪市情報公開条例第34条第1項に基づく市長が定める法人の指定取消し	2
特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告	4
寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	6
寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	7
一般競争入札の執行（東部方面管理事務所等管内下水道施設清掃業務委託）	7
大阪都市計画地区計画（高麗橋地区地区計画）の決定に係る図書の縦覧	11
大阪市立姫島こども園の臨時開館及び臨時休館の承認	11
指定管理者の指定の申請に関する公告（大阪市立生野スポーツセンター）	12
鶴見緑地運動場の供用時間の変更の承認	15
長居運動場の供用時間の変更の承認	16
平成13年大阪市告示第310号（大阪市が処理する産業廃棄物）の廃止	16
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	16
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定	17
千葉都市計画南部土地区画整理事業における清算金徴収通知書の送付に代わる通知内容が掲示されている旨の公告	19
放置自動車の処理	19
住之江公園駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	20
野江内代駅自転車駐車場及び関目駅・関目成育駅自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認	20
舞洲体育館及び舞洲野球場の臨時開業の承認	22
舞洲野球場の臨時休業の承認	22
舞洲運動広場及び舞洲野球場の供用時間の変更の承認	22
舞洲野外活動施設の利用料金の額の変更の承認	23
大阪市立阿倍野防災センターの休館日の変更の承認	24
一般競争入札の執行（軽油の購入）	25

指定給水装置工事業者の指定…………… 28

平成24年度定期監査等結果報告の公表（消防局所管の土木、
建築、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及
び施設の維持管理状況）…………… 28

平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報
告の公表（公益財団法人 大阪市博物館協会）…………… 37

平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報
告の公表（公益財団法人 大阪科学振興協会）…………… 57

公 告

一般競争入札の執行（舞洲工場回収金属及び大正工場破碎施設
回収金属の売払い）…………… 69

一般競争入札の執行（古原動機付自転車の売払い）…………… 72

達

大阪市財産運用委員会規程の一部改正…………… 75

告 示

大阪市告示第1206号

固定資産評価審査委員会委員 中畑 公一 他4名の任期満了に伴う後任委員として、平成24年10月8日付けで次の者を任命した。

平成24年10月5日

大阪市長 橋 下 徹

足 立 良 夫
萬 川 幹 夫
曾我部 千鶴美
村 井 一 雅
中 澤 保 恵

（人事室人事課）
（平24.10.5 揭示済）



大阪市告示第1234号

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）第34条第1項の市長が定める法人のうち、次の法人については指定を取り消したので、大阪市情報公開条例施行規則（平成13年大阪市規則第31号）第14条の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

- 財団法人 大阪市民共済会
- 社会福祉法人 みおつくし福祉会
- 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
- 公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
- 社会福祉法人 大阪市知的障害者育成会
- 社会福祉法人 北区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 都島区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 福島区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 此花区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 中央区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 西区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 港区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 大正区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 天王寺区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 浪速区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 西淀川区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 淀川区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 東淀川区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 東成区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 生野区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 旭区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 城東区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 鶴見区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 阿倍野区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 住之江区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 住吉区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 東住吉区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 平野区社会福祉協議会
- 社会福祉法人 西成区社会福祉協議会
- 財団法人 大阪市青少年活動協会
- 財団法人 大阪市立大学振興会

(政策企画室市民情報部公開制度等担当)

大阪市告示第1235号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活

動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年9月27日
	名 称	特定非営利活動法人感生
	代表者の氏名	高橋 史亘
	主たる事務所の所在地	大阪市鶴見区横堤4丁目20番18号
	定款に記載された目的	この法人は、障がい者の方に対し就労の機会を提供し障がい者の職業技術を向上させる事業を行い、社会貢献に寄与する事を目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市告示第1236号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、大阪市市民局市民部地域活動課において、公衆の縦覧に供する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成24年9月27日
	名 称	特定非営利活動法人中部障害者解放センター
	代表者の氏名	楠 敏雄
	主たる事務所の所在地	大阪市東住吉区西今川2丁目3番7号
	定款に記載された目的	この法人は、障害を持つ者持たない者の共同の取組を通じて、障害者・高齢者の自立生活と社会参加を実現し、差別のない、生き生きと自由に暮らせる社会を創造するため、福祉及び社会教育の増進を図り、障害者及び高齢者の人権を確立し、他団体との連携に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成24年9月27日

名 称	特定非営利活動法人国際ボランティアセンター
代表者の氏名	松川 哲三
主たる事務所の所在地	大阪市北区天満2丁目2番21号ヒロビル7階
定款に記載された目的	この法人は、海外において諸般の事情により、不自由な暮らしを強いられている子どもたちに対し、各企業、各家庭、プロスポーツ選手、募金活動等を通じて、物資の提供及び教育施設の建設等、様々な方面から支援し、なおかつそれらの活動を実際に行うボランティアスタッフを養成し、またプロスポーツ選手が活動に参加することで、子どもたちがスポーツに対して興味を抱き、その楽しさを実感する機会を与えることにより、スポーツの振興及び子どもの健全育成を図り、国際協力の活動に広く貢献すること、及び高齢者や要介護者等、手助けを必要とされる方々に、自立した日常生活を送れるよう、身体の介護など支援を行うことによって、保健、医療、福祉の増進を図るとともに、交流会等を通じて高齢者等の社会進出に広く貢献することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月26日
名 称	特定非営利活動法人モンゴルボランティアプロジェクト
代表者の氏名	堂園 利幸
主たる事務所の所在地	大阪市中央区安堂寺町2丁目6番37号
定款に記載された目的	この法人は、日本とモンゴル国の友好交流を望む人々を対象に、支援および協力に関する事業を行うとともに、貧困層への物資提供や次世代の人材育成のための教育機関の設立、モンゴル文化の紹介等の事業を行うことによって、両国の友好・親善・発展に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成24年9月26日
名 称	特定非営利活動法人自然エネルギー市民共同発電
代表者の氏名	和田 武
主たる事務所の所在地	大阪府中央区本町2丁目1-19-470
定款に記載された目的	本法人は、太陽光、風力、小水力、バイオマスなど自然エネルギーの発電・活用事業を市民共同出資によって普及し、もって地球温暖化を防止し持続可能な社会の実現に資することを目的とする。
申請のあった年月日	平成24年9月28日
名 称	特定非営利活動法人クララ
代表者の氏名	楠本 貴司
主たる事務所の所在地	大阪府平野区流町4丁目4番19号
定款に記載された目的	この法人は、障害者や高齢者の社会参加というテーマに関して、障害の有無を越えた幅広い交流活動を行い、互いの自己実現を図る事業を行うことによって、真のノーマライゼーションの実現を達成し、人間性あふれた住みやすい社会の創造に寄与するとともに、地域社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。また、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、介護保険法及び障害者自立支援法に基づく事業を行い福祉の増進に寄与することを目的とする。

(市民局市民部地域活動課)

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成24年1月1日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
学校法人相愛学園	大阪市中央区本町四丁目1番23号

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第1238号

大阪市市税条例（昭和29年大阪市条例第16号）第35条の3第1項第3号に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金として、平成24年8月27日以後に支出される次の法人に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

法人の名称	法人の主たる事務所又は事業所の所在地
特定非営利活動法人大阪NPOセンター	大阪市福島区吉野四丁目29-20大阪NPOプラザ201号

（財政局税務部課税課）

大阪市告示第1239号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
 電話 06-4395-7145

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

東部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（24-3）
 西部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（24-3）

南部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（24 - 3）

北部方面管理事務所管内下水道施設清掃業務委託（24 - 3）

（以上、電子入札対象案件とする。）

- (2) 役務の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成25年6月28日（金）
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 上記(1)の ~ の業務ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年11月2日（金）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「01 建物等各種施設管理 10 土木施設清掃・除草」で登録していること
- (5) 平成14年度以降、流域下水道または、公共下水道における下水道施設清掃業務（^{しゅんせつ}浚渫作業）の元請による契約履行実績を有していること
- (6) 「第二種酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了証」又は、「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証」を所有する酸素欠乏危険作業主任者を配置することを誓約できること
- (7) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第14条第1項に規定する次の許可を有すること

大阪府知事又は大阪市長の産業廃棄物収集運搬業許可（許可項目：汚泥・がれき類）

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成24年11月2日（金）午後5時まで無償にて交付する（ただし、本市の休日を除く。）。
- (3) 仕様書の交付方法
システムにより交付する。

希望により、資格審査申請期間中の仕様書の閲覧は可とする。なお、資格審査申請に係る審査結果通知後、紙入札者については、仕様書を入札日までの間貸与する。

(4) 入札参加申請書等の受付期間

公示の日の翌日から平成24年11月2日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）。

(5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 契約条項を示す場所

(1) システム上

(2) 担当部局（1に同じ）

6 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

入札書受付期間

平成24年12月12日（水）から同月13日（木）まで（午前9時から午後5時まで）

開札予定日時 平成24年12月14日（金）午前10時30分

場所 システム上

(2) 紙入札による場合

入札書受付期間 平成24年12月14日（金）午前10時から午前10時30分まで

開札予定日時 平成24年12月14日（金）午前10時30分

場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年12月13日（木）午後5時までに必着のこと

7 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそ

れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年11月2日（金）午後5時までに、持参又は郵便等により必着のこと。なお、当該書類に関し本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:
 - The works of cleaning sewerage system in Eastern District Management Office (24-3)
 - The works of cleaning sewerage system in Western District Management Office (24-3)
 - The works of cleaning sewerage system in Southern District Management Office (24-3)
 - The works of cleaning sewerage system in Northern District Management Office (24-3)
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
 - 5:00PM, 2 November 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 12

December 2012 to 5:00PM, 13 December 2012

in person: from 10:00AM to 10:30AM, 14 December 2012

by post: 5:00PM, 13 December 2012

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7145

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第1240号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大阪都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の決定に係る土地の区域

（高麗橋地区地区計画）

大阪府中央区高麗橋一丁目及び今橋一丁目地内

3 縦覧場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階

大阪市計画調整局計画部都市計画課

(計画調整局計画部都市計画課)



大阪市告示第1241号

次の施設について、大阪市立児童発達支援センター条例（平成17年大阪市条例第126号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 臨時開館

施設名	月日	供用時間
大阪市立姫島こども園	平成24年10月21日（日）	午前9時から午後5時まで

2 臨時休館

施設名	月日
大阪市立姫島こども園	平成24年10月22日(月)

(福祉局障害者施策部障害福祉課)

大阪市告示第1242号

大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。)第11条及び大阪市立プール条例(昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。)第10条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階
大阪市ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当
電話 06-6469-3871

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

- ア 名称 大阪市立生野スポーツセンター(以下「生野スポーツセンター」という。)
所在地 大阪市生野区巽西1丁目1番3号
- イ 名称 大阪市立生野屋内プール(以下「生野屋内プール」という。)
所在地 大阪市生野区桃谷3丁目8番18号
- ウ 名称 大阪市立城東屋内プール(以下「城東屋内プール」という。)
所在地 大阪市城東区関目2丁目17番45号

(2) 業務の範囲

- ア 使用の許可に関すること
イ 施設全般の管理運営に関すること
ウ スポーツセンターの管理運営に伴う業務
エ プールの管理運営に伴う業務
オ トレーニング場の管理運営に伴う業務
カ 建物及び附属設備の維持保全業務
キ 施設を活用した事業の実施
ク 事業報告書等の提出
ケ その他本施設の管理に関して、市長が必要と認める業務

(3) 管理の基準

ア 供用日

生野スポーツセンター

1月5日から12月27日まで（月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）を除く）

生野屋内プール

1月5日から12月27日まで（火曜日（その日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）を除く）

城東屋内プール

1月5日から12月27日まで（月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日）を除く）

イ 供用時間

午前9時から午後9時まで

ウ 供用日及び供用時間の変更

施設の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、供用日若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報については、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）に定めるところにより取り扱うこと

(4) 指定を行おうとする期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

3 申請資格

体育館条例第13条及びプール条例第12条の規定により、次のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の指定申請は無効とする。また、申請法人等の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合は選定から除外する。

(1) 破産者で復権を得ないもの

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの

(3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

ア (1)に該当する者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、体育館条例第14条及びプール条例第13条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定し、市会の議決があったのち、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記1に同じ

(2) 募集要項の交付方法

平成24年10月25日(木)から同年11月14日(水)まで(ただし、日曜日、土曜日は除く)の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで、上記1において無償により交付する。また、ゆとりとみどり振興局のホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を持参により提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

〒553-0005 大阪市福島区野田1丁目1番86号
大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階
大阪市ゆとりとみどり振興局打合せ室

ウ 添付書類

定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)の名簿及び履歴書

指定申請の日の属する事業年度の前3事業年度における財産目録及び貸借対照表(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録(法人以外の団体にあつては、これに相当する書類)とする。

指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

組織及び運営に関する事項を記載した書類

指定申請に関する意思の決定を証する書類

体育館条例第13条及びプール条例第12条各号のいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日において発行から3か月以内のもの)

本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書（最近3年度分。提出日において発行から3か月以内のもの）

指定管理者の指定を行おうとする期間に属する年度の生野スポーツセンター、生野屋内プール及び城東屋内プールの管理に関する事業計画書及び収支予算書

生野スポーツセンター、生野屋内プール及び城東屋内プールの管理の業務を安定的に行うことができることを示す書類

エ 受付期間

平成24年12月6日（木）、同年12月7日（金）及び同年12月10日（月）の午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当局より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理者指定申請を行おうとする法人等は、次の日時に開催する説明会に必ず参加すること

ア 日時 平成24年11月21日（水）午前10時から

イ 場所 大阪市ゆとりとみどり振興局 第1・第2会議室

ウ 住所 大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟9階

エ 参加申込 所定の書式にて電子メールにて担当に申込みこと

6 その他

- (1) 本件募集は、生野スポーツセンター、生野屋内プール及び城東屋内プールを一括した3施設で1の指定管理者を選定する募集とする。
- (2) 指定手続において使用する言語 日本語
- (3) 詳細は募集要項による。

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）



大阪市告示第1243号

次の施設について、大阪市公園条例(昭和34年大阪市条例第14号)第9条第2項に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

施設名	月 日	供用時間
鶴見緑地運動場	平成24年10月22日(月)から 同月31日(水)まで	午前7時から午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1244号

長居運動場について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

長 居 運 動 場 供 用 時 間	
平成24年10月23日（火）から平成28年3月31日（木）までの1月から4月及び10月から12月（ただし、12月28日から1月4日及び月曜日（その日が休日の場合はその翌日）を除く）	午前7時から午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局緑化推進部南部方面公園事務所）

大阪市告示第1245号

平成13年大阪市告示第310号（大阪市が処理する産業廃棄物）は、平成25年3月31日限り廃止する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

（環境局環境管理部環境管理課）

大阪市告示第1246号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

（大阪都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業における公共用地（道路の一部））

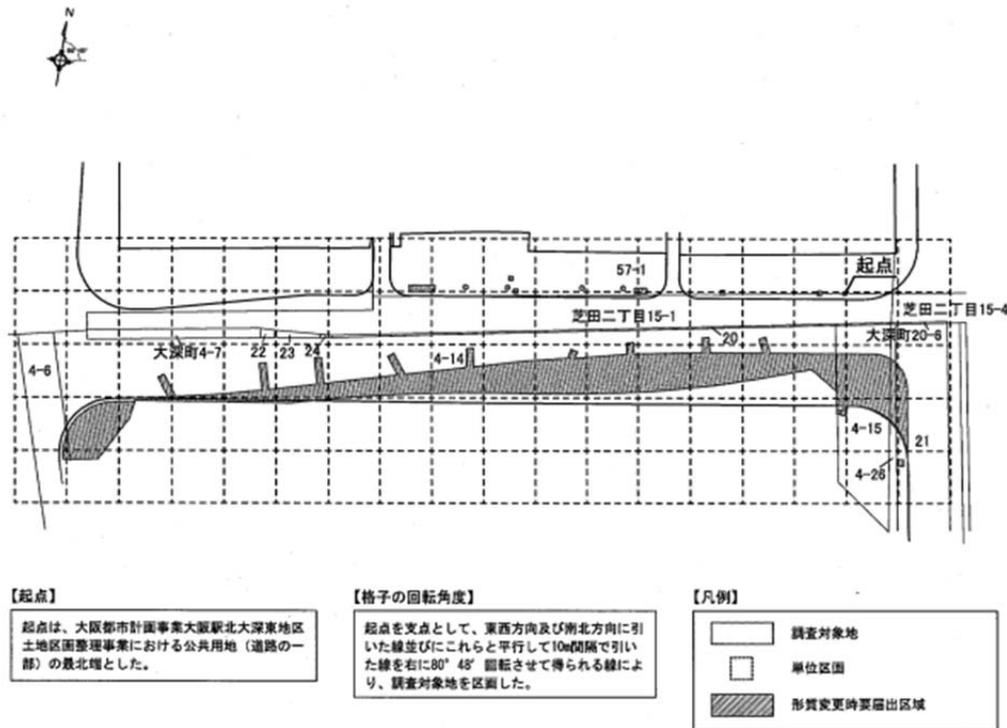
2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称

テトラクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1247号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 指定する形質変更時要届出区域

別図のとおり

(大阪市此花区北港白津一丁目1番2)

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の

名称

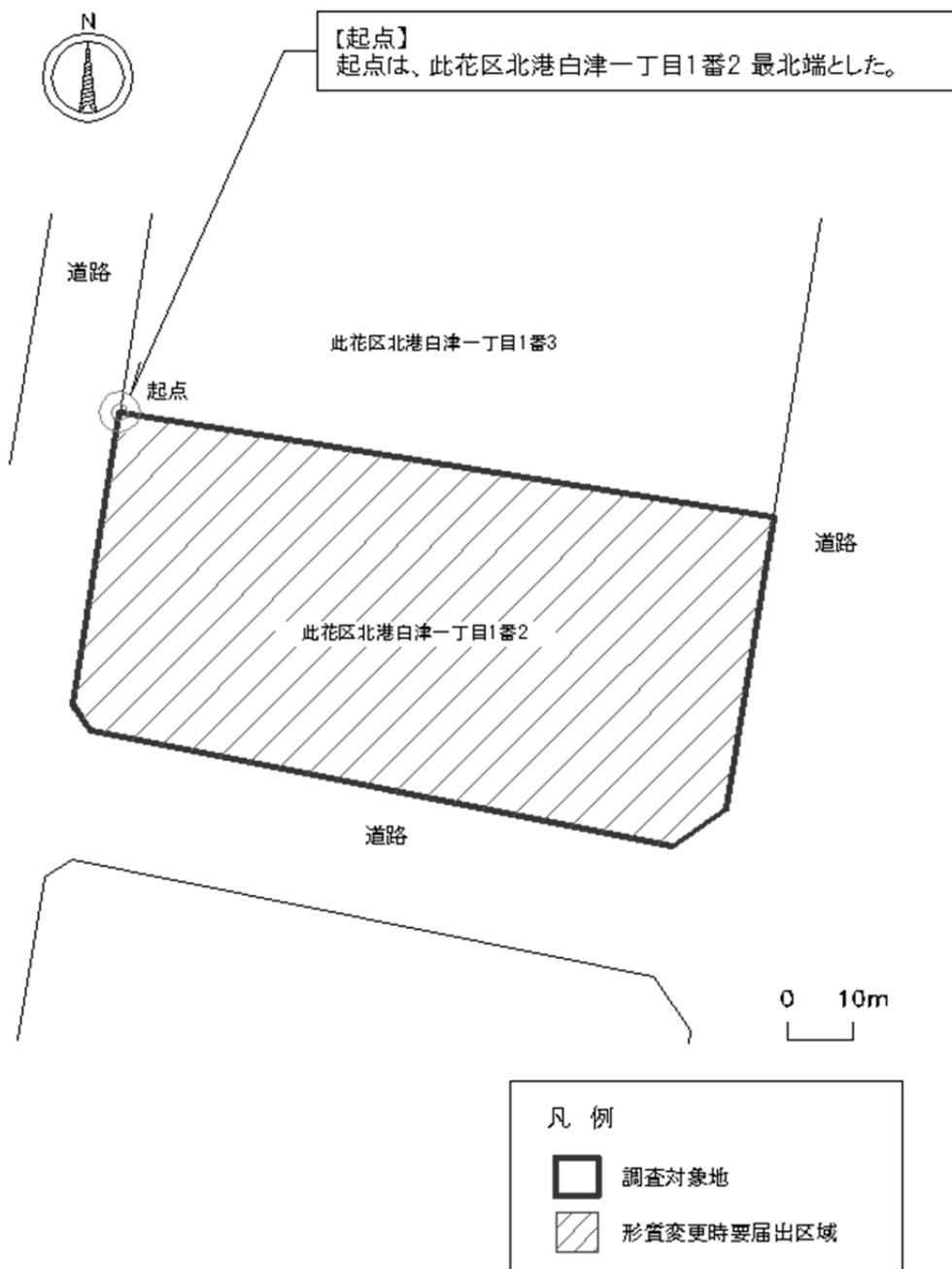
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の

名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1248号

千葉都市計画南部土地区画整理事業に関して、施行者千葉市が次の者に対して発した土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条第1項の規定による清算金徴収通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、当該通知書の送付にかえてその内容が次のとおり掲示されていることを、同項後段の規定により公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 書類の送付を受けるべき者

氏 名	住所又は判明している 最後の住所
森下 正義	大阪府大阪市住吉区長居東3丁目21番28-614号

2 掲示場所

千葉市中央区蘇我コミュニティセンターの掲示板
千葉県千葉市中央区今井1丁目14番35号

3 掲示期間

平成24年10月19日から11月5日まで

（都市整備局企画部区画整理課）

大阪市告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成24年11月2日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	自動二輪車 (ホンダ 黒色)	西区京町堀2丁目3番先
2	自動二輪車 (外国車 白色)	西区京町堀2丁目3番先
3	普通自動車 (ホンダ 青色)	平野区長吉六反3丁目7番先

4	普通自動車 (外国車 赤色)	東淀川区柴島1丁目6番先
---	-------------------	--------------

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1250号

住之江公園駅自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例(平成21年大阪市条例第125号)第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成24年10月22日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

收受方法	区画	一時利用料金(自転車)
精算機対応	一般区画	駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円
	特定区画	駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで100円、以後24時間ごとに100円
人的対応	特定区画	1日1回100円

收受方法	区画	一時利用料金(原動機付自転車)
人的対応	一般区画	1日1回200円
精算機対応	特定区画	駐車後2時間まで無料、2時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の收受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の收受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 4 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち4に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第1251号

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例(平成21年大阪市条例第

125号)第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成24年11月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

1 野江内代駅自転車駐車場

区画	定期利用料金(自転車)			
	1月		3月	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円
特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円

区画	定期利用料金(原動機付自転車)	
	1月	3月
	一般区画	3,000円
特定区画	1,800円	5,100円

2 関目駅・関目成育駅自転車駐車場

区画	定期利用料金(自転車)			
	1月		3月	
	一般	高校生以下	一般	高校生以下
一般区画	2,000円	1,700円	5,700円	4,800円
特定区画	1,500円	1,300円	4,300円	3,700円
特定区画	1,200円	1,000円	3,400円	2,800円

備考

- 1 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 2 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち4に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。
- 3 上記の表において、「高校生以下」とは、次のいずれかに該当し、かつ、条例第4条第6項の規定の適用を受けない者をいう。
 - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に在学する者
 - (2) 法第1条に規定する高等専門学校の第1学年、第2学年又は、第3学年に在学する者
 - (3) 法第124条に規定する専修学校の高等課程又は一般課程に在学する満19歳未満の者
 - (4) 法第134条第1項に規定する各種学校(我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものに限る。)のうち(1)に掲げる学校

に準ずると認められるものに在学する者

(5) 法第134条第1項に規定する各種学校（(4)に掲げる学校を除く。）

に在学する19歳未満の者

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市告示第1252号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時開業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

臨時開業

施設名	変更内容
舞洲体育館	平成24年11月13日（火）
舞洲野球場	平成24年11月6日（火）
	平成24年11月13日（火）
	平成24年11月20日（火）

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第1253号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

臨時休業

施設名	月 日
舞洲野球場	平成24年11月2日（金）
	平成24年11月9日（金）
	平成24年11月26日（月）

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第1254号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第4条第2項の規定により、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
舞洲運動広場	平成24年11月5日（月）	午前7時から午前9時まで
	平成24年11月7日（水）	
	平成24年11月12日（月）	
	平成24年11月19日（月）	
	平成24年11月20日（火）	
	平成24年11月22日（木）	
	平成24年11月27日（火）	
	平成24年11月29日（木）	
舞洲野球場	平成24年11月3日（土）	午前9時から午後7時まで
	平成24年11月4日（日）	

（港湾局総務部監理調整担当）

大阪市告示第1255号

舞洲野外活動施設の宿泊室の利用料金について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第12条第3項第3号の規定に基づき、次のとおり利用料金の変更を承認したので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

区分	室番号	利用料金
和室	301～306	10人で利用する場合 1泊 40,000円
		9人で利用する場合 1泊 36,000円
		8人で利用する場合 1泊 32,000円
		7人で利用する場合 1泊 28,000円
	307、308 319～328	6人で利用する場合 1泊 28,000円
		5人で利用する場合 1泊 24,000円
		4人で利用する場合 1泊 20,000円
洋室	201、205、207、 209、213、309	3人で利用する場合 1泊 16,000円
		4人で利用する場合 1泊 22,000円
		5人で利用する場合 1泊 26,000円

	202～204、206、 208、210～212	3人で利用する場合 1泊 16,000円 2人で利用する場合 1泊 12,000円 1人で利用する場合 1泊 8,000円
	214、217、218、220、222、 310、313、314、316、318	2人で利用する場合 1泊 10,500円 1人で利用する場合 1泊 6,500円
	215、216、219、221、311、 312、315、317	1人で利用する場合 1泊 6,500円
ログハウス	1～17	8人で利用する場合 1泊 44,500円 7人で利用する場合 1泊 40,000円 6人で利用する場合 1泊 35,500円 5人で利用する場合 1泊 31,000円 4人で利用する場合 1泊 26,500円 3人で利用する場合 1泊 22,000円 1人又は2人で利用する場合 1泊 17,500円
<p>1 上記施設の利用に際し、次の～に該当する場合は利用料金を3割引とする。</p> <p>平成24年11月1日から平成24年12月25日までの休前日以外に利用する場合。</p> <p>インターネットで予約をする場合。</p> <p>予約時点で2名以上での利用の場合。</p> <p>2 休前日とは、日曜日及び祝日の前日とする。</p> <p>3 平成24年10月22日午前9時から平成24年12月24日午後9時までに予約を受付けた場合に限る。</p> <p>4 超過時間が発生した場合は、当初規定のとおりとする。</p>		

(港湾局総務部監理調整担当)

大阪市告示第1256号

次の施設について、大阪市立防災センター条例（昭和56年大阪市条例第43号）第4条第2項の規定により、次のとおり休館日の変更を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋下 徹

施設名	変更内容
大阪市立阿倍野防災センター	平成24年11月7日 開館
	平成24年11月14日 開館

(消防局予防部予防課)

大阪市交通局告示第49号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成24年10月19日

大阪市交通局長 藤本 昌信

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1 - 1300号
大阪市契約管財局契約部物品等契約担当
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び予定数量
軽油 2,400KL
(電子入札対象案件とする。)
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期間 平成25年1月1日から同年3月31日まで
- (4) 納入方法及び納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に行えば、当該審査を行う。ただし、平成24年11月2日(金)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33:石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
- (8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局
（1に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示日から平成24年11月2日（金）午後5時まで無償により交付する。
（ただし、本市の休日を除く。）
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示日から平成24年11月2日（金）午後5時まで（ただし、本市の休日
を除く。）
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 契約条項を示す場所
〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6251
- 6 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成24年12月17日（月）及び同月18日（火）の午前9時から午後5時
まで
 - イ 開札予定日時 平成24年12月19日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 システム上
 - (2) 紙入札による場合
 - ア 入札書受付期間
平成24年12月19日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - イ 開札予定日時 平成24年12月19日（水）午前11時30分
 - ウ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第
4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以
下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成24年12月18日（火）
午後5時までに必着のこと
- 7 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。
 - (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を
落札者とする。
- 8 入札者に要求される事項

入札参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成24年11月2日(金)午後5時までに受付場所に、持参又は郵便等により必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出された書類等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

9 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

10 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 契約日以降に軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
Gas oil 2,400KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 2 November 2012
- (3) The date and time for the submission of tenders:
on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 17 December 2012 to 5:00PM, 18 December 2012
in person: from 11:00AM to 11:30AM, 19 December 2012
by post: 5:00PM, 18 December 2012
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

大阪市水道局告示第60号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成24年10月19日

大阪市水道局長 井上裕之

名 称	所 在 地	指 定 日
鹿島設備	大阪府大阪狭山市西山台6丁目14番10 -411号	平成24年10月10日
明治住設株式会社	愛知県春日井市坂下町1丁目947番地11	
株式会社みのりエステム	兵庫県西宮市宮前町6番14号宮前ビル 1階	
クボケン株式会社	大阪市東成区東今里1丁目5番27号	
寿美工業	大阪府門真市御堂町1番2号	
有限会社サンテック	大阪府東大阪市横沼町2丁目6番5号	
前田工業所	大阪市住吉区山之内4丁目2番12号	
株式会社プレミア・プロ パティサービス	大阪府中央区淡路町4丁目2番5号	
株式会社中川工務店 大阪支店	大阪府北区野崎町7番8号 梅田パー クビル9階	
関西設備エンジニアリング 株式会社	大阪府中央区島之内1丁目2番18号 アツミビル203号	

（水道局工務部給水課）

大阪市監査委員告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成24年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年10月19日

大阪市監査委員 東 貴 之
同 漆 原 良 光
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成24年度定期監査等結果報告の公表

〔消防局所管の土木、建築、電気、機械及び情報システムに係る工事等の
施行状況及び施設の維持管理状況〕

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成24年5月14日から同年6月22日まで

2 監査の対象

消防局所管の土木、建築、電気、機械及び情報システムに係る工事等の
施行状況及び施設の維持管理状況

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、消防局所管の土木、建築、電気、機械及び情報システム
に係る工事等の施行及び施設の維持管理が関係法令等にのっとり適正に行
われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、
次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 設計・積算は適正に行われているか。
- イ 契約手続は適正に行われているか。
- ウ 工事は関係法令を遵守して施工されているか。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額は適切か。
- オ 所管する施設の維持管理は、適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

工事等の施行状況については、主として平成23年度及び平成24年度の
うち平成24年4月30日までに契約された工事等を対象とし、表-1のと
おり抽出して関係書類を調査するとともに、現場調査や関係職員から説
明を聴取するなどの方法により監査を実施した。重点的に調査を行った
項目は、以下のとおりである。

- ア 設計・積算の状況について、設計図書、積算資料等で確認した。
- イ 契約手続は適正に行われているか、随意契約について業者選定の方
法は適切かについて関係書類等で確認した。
- ウ 工事の履行状況について、工事写真、工事日報など工事関係書類等
で確認した。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額について適切かどうか、委
託仕様書や契約書類等で確認した。
- オ 施設の維持管理状況については下記施設等を対象に実地調査を行っ
た。

- ・ 本部庁舎、鶴見消防署、阿倍野消防署、水上消防署、福島消防署
海老江出張所、西消防署新町出張所、航空隊、消防学校、阿倍野
防災センター

表 - 1 抽出工事等一覧表

	年度	件数 (件)	金額 (千円)
工 事	平成23年度	129 (342)	973,137 (1,058,301)
	平成24年度	0 (0)	0 (0)
	合計	129 (342)	973,137 (1,058,301)
	抽出率	38 %	92 %
業 務 委 託	平成23年度	54 (69)	142,905 (151,097)
	平成24年度	12 (28)	37,586 (102,715)
	合計	66 (97)	180,491 (253,812)
	抽出率	68 %	71 %
情 報 シ ス テ ム	平成23年度	34 (34)	382,457 (382,457)
	平成24年度	11 (11)	82,903 (82,903)
	合計	45 (45)	465,360 (465,360)
	抽出率	100 %	100 %

(注) 1 金額は、当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 () 内は、対象工事等の総件数・総金額を示す。

第2 事業の概要

消防局は、消防組織法に基づき組織されたもので、あらゆる災害から市民の生命、身体及び財産を守り、本市における消防責任を果たすため活動している。

消防局では、本部庁舎、消防学校、航空隊、阿倍野防災センター、消防署（25署）及び出張所（64所）の施設を所管しており、主な消防機械として、各種消防車両、救急車、消防艇、航空機等を有している。また、火災救急指令機能、消防活動に必要な支援情報機能及び大規模災害対応機能等を通信ネットワークで構成した消防情報システムを運用している。

さらに、過去の災害によって得られた数多くの貴重な教訓を生かし、だれもが安心して暮らせる安全なまちづくりを推進するために、総合的な消防力の充実に努めている。

今回、監査の対象とした土木、建築、電気、機械及び情報システムにかかる消防局の業務概要は、次のとおりである。

事務分掌

総務部

総務課

- ・ 局の文書、予算、決算及び物品並びに局業務の企画立案、進行管理及び事務改善に関すること
- ・ 他の部及び課並びに学校の主管に属しないこと

施設課

- ・ 局の所管する施設に関すること
- ・ 被服及び燃料に関すること

予防部

予防課

- ・消防対象物の査察、違反是正、防火管理及び防災管理並びに火災予防に係る指導に関する事

警防部

警防課

- ・消防力の運用（他の課の所管に属するものを除く。）及び警防施策の総合的企画に関する事
- ・救助業務に係る企画及び調査に関する事
- ・航空消防に関する事
- ・警防体制、警防活動及び警防業務（他の課の所管に属するものを除く。）に係る計画に関する事
- ・消防機械器具その他消防装備に関する事。ただし、他の課の所管に属するものを除く。

情報システム課

- ・通信施設及び電子計算システムに関する事
- ・通信体制及び情報施設の管理に関する事

救急部

救急課

- ・救急車及び救急資器材に関する事

消防学校

- ・消防職員の教育訓練に関する事
- ・防災研究及び消防用設備の研究開発に関する事

なお、消防局の職員配置状況は表 - 2 のとおりである。

表 - 2 職員配置状況

(単位：名)

	事務及び 技術職員	うち技術職員					消防 吏員	その他 職員
		土木	建築	電気	機械	その他		
総務部	9		5	1	1		81	1
予防部	7		6				78	
警防部	15			4	11		173	
救急部							18	
消防学校	1		1				62	
消防署	6		5			1	2,957	1
合計	38	0	17	5	12	1	3,369	2

総計 3,409 名

- (注) 1 平成24年7月9日現在
 2 技術職員のその他には化学、その他職員には看護師及び業務員を含む。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

- 1 見積書の徴取について不備が見受けられたので注意するよう求めたもの
契約規則によれば、随意契約によるうとするときは、見積りに必要な事項を示して2名以上の者から見積書を徴することとされている。

また、契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、事業者からの見積書の取得等にあたっては、施工期間、施工位置や範囲、寸法、使用材料や部品、修繕の場合は加えて破損や故障の状況、修繕の方法などの条件明示に努めることとされている。

しかしながら、「西淀川消防署小型タンク車修繕」ほか6件については、随意契約にもかかわらず見積業者が1名のみとなっているもの、見積書が一式表記となっているもの、見積書の日付が誤ったまま受領しているもの及び見積書が見当たらなかったものが見受けられた。

今後は、見積書の適正な徴取及び保管について徹底するよう注意されたい。

2 積算について

- (1) 予定価格の算出根拠となる積算基準や積算資料等が整備されていなかったもので注意するよう求めたもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務委託契約適正化のためのチェックポイントとして、予定価格の積算基準、積算資料等の整備状況およびその運用が適切に行われているか、また、積算根拠が妥当で合理的なものかを確認することとされている。

また、契約管財局作成の「工事請負契約請求事務処理要領」によれば、積算根拠等については、外部に対して説明できるように精査しておくこととされている。

しかしながら、「中央消防署耐震改修に伴う無線設備工事」ほか7件については、予定価格の積算に際して準拠する基準書がなく、積算根拠が不明確な過去の積算資料を参考にして予定価格を算出していた。

今後は、予定価格の算出において、根拠となる積算基準等を整備し、適正に積算を実施するよう注意されたい。

- (2) 土木工事の契約を建築工事の積算基準に基づき積算していたので注意するよう求めたもの

「工事請負契約請求事務処理要領」によれば、事業請求局において、詳細な設計や契約請求内容の精査等を行ったうえで契約請求手続をすること、また、作成する設計図書は、契約相手方の積算の基準となる重要な書類であるとされている。

しかしながら、「生野23号外3件防火水槽蓋改修工事」ほか1件については、防火水槽の蓋の高さ調整に合わせて蓋の取替えを行う土木工事であることから、入札参加資格を土木工事とし、一般競争入札を行っているにもかかわらず、積算は建築工事の積算基準に基づいて行われていた。

今後は、適正な契約請求手続きの確保を図るため、適切な積算基準に基づいて積算を行うよう注意されたい。

- 3 建設廃棄物の排出事業者が元請業者となっていなかったもので注意するよ

う求めたもの

平成23年度に改正法が施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律によれば、建設工事に伴い生ずる廃棄物については、元請業者が自ら処理しなければならないとされている。

しかしながら、「西船場公園外5カ所可搬式ポンプ収納庫設置工事」ほか6件については、産業廃棄物管理票に排出事業者として元請業者ではなく下請業者が記載されていた。

今後は、建設廃棄物に関する法令を監督職員に周知徹底し、建設廃棄物の処理責任を明確にするため、元請業者が排出事業者となるよう請負者への指導をより一層強化するよう注意されたい。

4 工事中の安全対策について

(1) 労働安全衛生規則を遵守していなかったので注意するよう求めたもの

ア 労働安全衛生規則によれば、枠組足場以外の足場の場合、労働者の墜落防止のため、定められた位置に手すり及び中さん等を設置することとされている。

しかしながら、「生野分室外壁改修工事」ほか1件については、施工写真を確認したところ、現場に設置された枠組み足場以外の足場に中さんに該当するものが設けられていなかった。

イ 同規則によれば、高さが2メートル以上の作業床の端などでは囲い等を設けるか、又は防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないとされている。

しかしながら、「中央消防署東雲出張所屋上防水工事」については、屋上防水工事の施工写真を確認したところ、作業員の墜落防止のための囲い等がなく、また、防網や安全帯も使用されていなかった。

今後は、労働安全衛生規則を遵守した安全対策を適正に実施するよう監督職員への周知を徹底するとともに、請負契約に含まれるこれらの安全対策費が、適切に安全対策に反映されるよう、請負者への指導をより一層強化するよう注意されたい。

(2) 公衆災害防止用の仮設が適正に施工されていなかったので注意するよう求めたもの

国土交通省所管の「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」（以下「要綱」という。）によれば、建築工事を行う部分から、ふ角75度を超える範囲又は水平距離5メートル以内の範囲に隣家、一般の交通その他の用に供せられている場所がある場合には、落下物による危害を防止するため、防護柵を設けるか落下物の状況に応じた適切な処置を講じなければならないとされている。

しかしながら、「住之江消防署外壁改修工事」ほか3件については、施工写真を確認したところ、建築工事を行う部分から5メートル以内の範囲に隣家や道路があるにもかかわらず、防護柵の設置もしくは落下物

の状況に応じた適切な処置が講じられていなかった。また、設計図書を確認したところ、防護柵の設置について、図面への表記の有無や積算での計上の有無が担当者によって異なっており、設計・積算上の取扱いが統一されていなかった。

今後は、公衆災害防止用の仮設について、適正に実施するよう監督職員への周知を徹底するとともに、請負者への指導をより一層強化するよう注意されたい。また、設計担当者も要綱の趣旨を理解し設計・積算を行うとともに、仮設計画図を設計図書に表記するなど確実に安全対策が実施される仕組作りを検討されたい。

5 施工管理について

(1) 現場代理人が適正に配置されていなかったので注意するよう求めたもの

消防局発注の請負工事の特記仕様書によれば、現場代理人については、他の工事の現場代理人及び主任技術者として従事していないこととされている。

しかしながら、「中央消防署耐震改修に伴う無線設備工事」ほか2件については、現場代理人が同時期に行われていた他の工事の現場代理人や主任技術者を兼任していた事例が見受けられた。

今後は、契約事項を厳守するよう請負者への指導を強化するとともに、施工中の請負工事の一覧を作成する等、現場代理人及び主任技術者等が適正に配置されているかどうか確認できる仕組作りを組織的に構築することで、適正な施工管理を徹底するよう厳に注意されたい。

(2) 契約相手方からの提出書類に不備がみられたので注意するよう求めたもの

ア 建築基準法及び電波法によれば、昇降機や無線設備の検査は有資格者が行わなければならないとされている。また、消防各署の電話交換設備維持管理業務委託特記仕様書によれば、作業員は交換機メーカーの発行する資格を有しなければならないとされている。

しかしながら、「火災制御訓練棟エレベータ保守点検業務委託」ほか6件については、作業員等が所定の資格を有することが確認できる書類を徴取していなかった。

イ 工事請負契約書によれば、発注者は受注者に対して下請負人について必要な事項の通知を請求することができることとされている。また、業務委託契約書によれば、受託者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得なければならないとされており、製造請負契約書においても、受注者は、受任者又は下請負者を決定したときは監督職員に通知しなければならないとされている。

しかしながら、「住吉消防署自家給油所液面計その他改修工事」ほか3件については、下請負業者の届出書類を徴取していなかった。

ウ 修繕請負契約書によれば、受注者は、修繕にあたり、技術上の管理をつかさどる主任技術者を定め、監督職員に通知するとされている。また、業務委託契約書によれば、受託者は、業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならないとされている。

しかしながら、「多機能型消防艇「まいしま」修繕」ほか1件については、主任技術者や業務責任者の届出書類を徴取していなかった。

今後は、契約の履行確認のために契約相手方から受領すべき書類について明確にし、全ての部署に周知するとともに、契約書及び設計図書にこれらの書類の提出義務を明記することにより、契約相手方から適正に書類を受領するよう注意されたい。

(3) 施工計画書を徴取せずに施工を行うなどの不備が見受けられたので注意するよう求めたもの

工事請負契約書の設計書一般事項によれば、監督職員の指示により必要な施工計画書を提出し、承諾を得ることとされている。

しかしながら、「都島消防署空調設備その他改修機械設備工事」ほか11件については、監督職員は請負者に対し施工計画書の作成及び提出の指示を行っていなかった。また、そのうち「鶴見消防署事務室空調室内機補修工事(二)」ほか1件については、空調設備取替などの簡易な業務であるとして請負者から提出されていた施工計画書を受領していなかった。

施工計画書は、工事を安全かつ円滑に進めるために、契約図書の内容及び現場状況を把握したうえで、施工手順及び施工方法・使用する資機材及び労務・施工管理上必要な事項等を事前に把握しておくための重要な書類である。

今後は、監督職員において施工計画書の作成及び提出の指示を適正に行い、工事種類にかかわらず請負者からの施工計画書を徴取し確認することで、適切に監督業務を実施するよう注意されたい。

(4) 写真記録が未提出などの不備が見受けられたので注意するよう求めたもの

契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、工事完成後見えなくなる部分については写真が必要であること、また、小規模な工事・施設修繕等であっても、検査関係書類として少なくとも施工前後状況が分かる写真などを備えることとされている。また、契約図書においても、工事写真の撮影箇所及び方法については、工事記録写真撮影要領により写真を整備することとされている。

しかしながら、「消防局4階事務室改修電気設備工事」ほか22件については、写真記録が未提出のもの、写真記録に作業内容などの表示がないもの及び写真記録が不足しているものが見受けられた。

今後は、監督職員においては、請負者及び受託者に対し、適正な写真記録を提出するよう指導するとともに、工事完成後に見えなくなる部分

の履行確認を徹底するなど適切に監督業務を実施するよう注意されたい。

6 検査時に必要な成果品が確認されていなかったため適正に検査を実施するよう注意を求めたもの

消防局工事検査要領によれば、検査は、工事の成果について工事請負契約書、設計図書、その他関係書類と照合して、その適否を判断することとされている。また、検査職員等は、適正な検査を実施するために必要な知識等の習得に努めなければならないとされている。

しかしながら、「淀川消防署外21カ所電話交換設備改修工事設計業務委託」については、仕様書で規定した成果品の一部である実施設計検討書（各種計算書等）及び工事工程表が提出されていないにもかかわらず、業務委託の検査を合格としていた。

検査については、平成18年度に土木に係る工事等の検査及び積算状況について、消防局等に対して随時監査等を実施した際に、検査員の間で検査の方法や着眼点に関する知識にばらつきが見られたため、検査員の質的向上及び検査の方法や内容の統一化を図るべきと指摘した。この指摘に対する措置として、検査マニュアルの作成や研修等を実施すると報告していたにもかかわらず、今回監査を実施したところ、適正な検査が実施されていなかったことは、極めて遺憾である。

今後は、このような事態に至った原因を徹底的に究明し、その場限りの措置にならないよう対策を検討し、組織的に実施することで、適正な検査が継続的に実施されるよう厳に注意されたい。

7 業務委託契約のコスト管理について

(1) 契約金額の妥当性の検証がされていなかったため注意するよう求めたもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、監督・検査を通じて、その業務を履行するにあたっての日数、人員等が適正であったかどうかを検討し、次回仕様書の作成にあたっての資料とするなど、委託内容のさらなる経済的、効率的向上を図る必要があるとされている。

しかしながら、「画像伝送システム機器保守業務」ほか1件については工数^(注)が記載されている詳細な見積書を徴取しておらず、また、「北消防署外84カ所電話交換設備維持管理業務委託」ほか4件については、業務を履行するために要した実績工数を記載した報告書等を徴取していなかった。そのため、これらの業務委託については業務を履行するにあたっての日数、人員等が適正であったか確認できなかった。

今後は、業務の履行を確認した後に実績工数が把握できる業務報告書を徴取し、次回仕様書の作成にあたっての資料とするなど、委託内容のさらなる経済的、効率的向上を図るよう注意されたい。

(注) 工数とは、業務を達成するために要する作業量

(2) 業務委託契約において経済性の向上が図られていなかったため注意するよう求めたもの

「北消防署外84カ所電話交換設備維持管理業務委託」については、前記(1)でも述べたように、実績工数を記載した報告書を徴取していなかったことから注意するよう求めたものであるが、同委託契約の関係書類を検証したところ、積算工数と実績工数に大きな乖離が生じていた。

業務委託内容のうち、点検業務においては、平成22年度以後、消防局の指示で、1日に点検する交換機設備数を2箇所から3箇所に変更し、業務の履行に要する期間を短縮していたにもかかわらず、平成22年度以後、平成24年度の予定金額の積算に至っても、従来どおり1日の点検設備数を2箇所積算していた。そのため、平成22年度と平成23年度の実施報告書から実績工数を集計し、積算工数と比較したところ、いずれの年度においても工数に大きな乖離が生じていた。また、障害対応業務においては、積算時に想定した故障件数に比べて実績件数が少なかったにもかかわらず、想定故障件数を見直さなかったため、毎年工数に乖離が生じていた。

今後は、積算に際しては過去の実績工数を参考にし、積算方法が妥当で経済的なものであるかを確認することにより、業務委託契約の経済性の向上を図るよう注意されたい。また、障害対応業務については、業務量に応じた委託金額の支払いが行えるよう、契約方法等の変更を検討されたい。

(意見)

工事等にかかる事務の適正な執行について

前記(第3 監査の結果1、2、5～7)でも述べたように、今回監査を行ったところ、工事、修繕及び業務委託にかかる事務において、見積書の徴取、積算基準の適用、現場代理人の配置、契約相手方からの提出書類の徴取、検査等の基本的な業務に不適切な事例が多数見受けられた。

このことは、これらの事務を担当する職員が、法令、契約事務を適正に執行するための各種の手引きやガイドライン等及びそれらに則って作成されたチェックシート等からなるマニュアル類を、十分に理解して業務に活用されていないことが要因となっており、必要な知識の習得に係る組織的な取組が不十分なために生じたものと考えられる。

今後は、例えば工事等の専門知識を有する技術職員が主体となって毎年職員研修を行うことなどにより、担当業務に関する知識の習得やマニュアル等の理解度の向上に取り組むとともに、マニュアル等の適時適切な修正、契約事務のチェック体制の強化など、効率的な業務の実施方法を十分検討し、消防局に対する市民の信頼を今後も維持できるよう、組織的取組を強化されたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定による平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第

9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年10月19日

大阪市監査委員	東	貴	之
同	漆	原	良
同	高	橋	敏
同	高	瀬	桂

平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報告の公表

(公益財団法人 大阪市博物館協会)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成24年7月17日から同年7月27日まで

2 監査の対象

公益財団法人大阪市博物館協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。なお、対象とした公の施設は大阪城天守閣、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館である。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公益財団法人大阪市博物館協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成23年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

また、本法人は大阪城天守閣ほか4施設の指定管理者であることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に係る所管局の事務について同様に実施した。

【出資団体監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 経営成績、財政状況は適切に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 団体の自立的な運営が可能な体制となっているか。
- キ 出えん財産は有効かつ効率的に活用されているか。
- ク 経済性・効率性・有効性の観点で事業が行われているか。
- ケ 情報システムによる全般統制は適切か。
- コ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。
- サ 所管局は出えんに対する効果の検討を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のと

おりである。

ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。

イ 団体の経営成績及び財政状態が適切に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検討した。

ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。

エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。

オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適切に表示されているかについて確認した。

カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。

キ 情報システムの全般統制に関して関連書類を閲覧並びに質問により適切になされているかについて確認した。

ク 団体の所管局であるゆとりとみどり振興局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検討した。

【公の施設の指定管理者監査】

(1) 監査の主な着眼点

ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適切に施設の管理業務がなされているか。

イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。

ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。

エ 指定管理者制度導入による効果が発現しているか。

オ 施設所管局及び指定管理者間でリスクの負担は適切になされているか。

カ 施設所管局における指定管理者に係る事務、指導監督は、適切になされているか。

キ 施設所管局において管理運営状況を把握し、評価を適切に行っているか。

ク 指定管理事業における情報システムによる全般統制は適切か。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適切になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。

イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。

ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。

エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。

オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

カ 施設の維持管理状況については下記施設等を対象に実地調査を行った。

大阪城天守閣、大阪市立美術館、大阪市立東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立自然史博物館

キ 指定管理事業における情報システムの全般統制に関して関連書類を閲覧並びに質問により適切になされているかについて確認した。

第2 団体及び施設の概要

1 設立年月日

昭和54年5月28日

2 出えん金

4,000万円（本市出えん額 3,000万円〔75.0%〕）

3 役員数及び職員数（平成24年6月1日現在）

理 事 8名（うち7名は非常勤）

監 事 2名（非常勤）

職 員 150名（嘱託職員7名を含む。）

4 主な事業（平成22年度実績）

(1) 受託事業

ア 文化財関連施設の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・難波宮史跡公園及び5世紀代建物の管理及び公開 ・収蔵遺物の管理（平野区大阪市埋蔵文化財収蔵倉庫、東淀川区東淀川調査事務所、西淀川区西淀川収蔵倉庫、此花区常吉収蔵庫）
イ 埋蔵文化財の調査及び報告書作成	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査事業（難波宮跡・大坂城跡に関連するもの他） ・報告書作成事業

(2) 自主事業

ア 大阪文化財研究所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の普及啓発（後援会・シンポジウム、なにわ活性化実行委員会事業（文化庁補助金事業）、学校連携、「関西・考古学の日」の開催、資料の活用、情報発信）
--------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財に関する研究と支援・交流
イ 連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協会独自の連携事業 ・大学連携 ・学校連携 ・80N等の外部との連携事業 ・文化連携事業 ・研修とLED照明の導入研修 ・情報発信 ・外部評価 ・外部資金獲得による事業の実施

(3) 指定管理事業

ア 大阪城天守閣	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関すること ・資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する こと ・教育・普及事業の実施に関すること ・学校や市民・各種団体等との連携に関すること ・情報発信や広報・宣伝に関すること ・施設の使用許可等に関すること ・設備の運転監視、建物の維持保全等に関する こと ・天守閣経営に関すること ・大阪城復興80周年記念事業他の実施に関する こと ・他の大阪市立の博物館施設との連携に関する こと ・その他施設の設置目的を達成するために必要な 業務
イ 大阪市立美術館	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関すること ・資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する こと ・教育・普及事業の実施に関すること ・学校や市民・各種団体等との連携に関すること ・情報発信や広報・宣伝に関すること ・施設の使用許可等に関すること ・設備の運転監視、建物の維持保全等に関する こと ・美術館経営に関すること ・自主事業の実施に関すること ・他の大阪市立の博物館施設との連携に関するこ

	<p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
<p>ウ 大阪市立東洋陶磁美術館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関すること ・資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること ・教育・普及事業の実施に関すること ・学校や市民・各種団体等との連携に関すること ・情報発信や広報・宣伝に関すること ・施設の使用許可等に関すること ・設備の運転監視、建物の維持保全等に関すること <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美術館経営に関すること ・自主事業の実施に関すること ・他の大阪市立の博物館施設との連携に関すること <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
<p>エ 大阪歴史博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関すること ・資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること ・教育・普及事業の実施に関すること ・学校や市民・各種団体等との連携に関すること ・情報発信や広報・宣伝に関すること ・施設の使用許可等に関すること ・建物及び附属設備の維持保全に関すること ・博物館経営に関すること ・自主事業の実施に関すること ・他の大阪市立の博物館施設との連携に関すること <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
<p>オ 大阪市立自然史博物館</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理運営に関すること ・資料の収集、保管、展示及び調査研究に関すること ・教育・普及事業の実施に関すること ・学校や市民・各種団体等との連携に関すること ・情報発信や広報・宣伝に関すること ・施設の使用許可等に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び附属設備の維持保全に関すること ・博物館経営に関すること ・自主事業の実施に関すること ・他の大阪市立の博物館施設との連携に関すること ・その他施設の設置目的を達成するために必要な業務
--	---

5 公の施設の概要

(1) 大阪城天守閣ほか4施設

施設名	大阪城天守閣	大阪市立美術館	大阪市立東洋陶磁美術館
設置目的	歴史及び文化に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上、学術の発展及び観光の振興に寄与することを目的とする。	美術及び美術工芸に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。	東洋陶磁その他これに関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術発展に寄与することを目的とする。
所在地	中央区大阪城 1 - 1	天王寺区茶臼山町 1 番 82号	北区中之島 1 丁目 1 番 26号
利用時間	午前 9 時から午後 5 時まで	午前 9 時30分から午後 5 時まで	午前 9 時30分から午後 5 時まで
休館日	12月28日から翌年 1 月 1 日まで	毎週月曜日（休日の場合は翌日が休館） 12月28日から翌年 1 月 4 日まで	毎週月曜日（休日の場合は翌日が休館） 12月28日から翌年 1 月 4 日まで
利用者数	1,407,398人 （うち、有料入場者 1,038,425人）	286,565人 （うち、有料入場者 157,846人）	84,466人 （うち、有料入場者 29,919人）
開設年月日	昭和 6 年復興	昭和11年 5 月（本館） 平成 4 年（地下展覧会室）	昭和57年11月 7 日（本館） 平成11年 3 月17日（新館）

施設名	大阪歴史博物館	大阪市立自然史博物館
設置目的	大阪の歴史及び文化に関する資料の収集、保	自然史に関する科学について、資料を収集し

	管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与することを目的とする。	、保管し、展示するとともに、その調査研究及び普及指導を行い、市民の教養文化の向上に寄与することを目的とする。
所在地	中央区大手前4-1-32	東住吉区长居公園1-23
利用時間	午前9時30分から午後5時まで	午前9時30分から午後5時まで
休館日	毎週火曜日（休日の場合は翌日が休館） 12月28日から翌年1月4日まで	毎週月曜日（休日の場合は翌日が休館） 12月28日から翌年1月4日まで
利用者数	328,460人 （うち、有料入場者125,609人）	359,040人 （うち、有料入場者131,299人）
開設年月日	平成13年11月3日	昭和49年4月29日

（注）利用者数は平成23年度実績を示す。

指定期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

選定方法 非公募

業務代行料 13億6,441万円（平成23年度）

指定管理者 公益財団法人大阪市博物館協会

6 決算状況

平成23年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表-1、表-2のとおりである。なお、表-1、表-2については、本法人の決算諸表（平成23年度分）を転載している。

表 - 1

貸借対照表
平成24年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	670,430,740	未払金	478,080,167
未収金	167,314,294	前受金	145,726,590
前払金	1,888,940	預り金	10,207,179
棚卸資産	65,971,403	賞与引当金	42,546,755
有価証券	21,332,881	リース債務	2,212,560
貸倒引当金	600,000	流動負債合計	678,773,251
流動資産合計	926,338,258		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		長期リース債務	6,952,260
定期預金	20,000,000	退職給付引当金	427,156,808
投資有価証券	20,000,000	固定負債合計	434,109,068
基本財産合計	40,000,000	負債合計	1,112,882,319
(2) 特定資産			
退職給与引当特定資産	427,156,808		
特定事業引当特定資産	161,589,406		
天守閣補修修繕積立資金	79,000,000	正味財産の部	
天守閣施設整備積立資金	40,000,000	1. 指定正味財産	
特定資産合計	707,746,214	寄付金	119,000,000
(3) その他固定資産		指定正味財産合計	119,000,000
建物	48,500,085	(うち基本財産への充当額)	(40,000,000)
什器備品	264,863,472	(うち特定資産への充当額)	(79,000,000)
電話加入権	1,244,800		
保証金	6,010,000	2. 一般正味財産	763,171,939
長期前払費用	351,429	(うち特定資産への充当額)	(201,589,406)
その他固定資産合計	320,969,786	正味財産合計	882,171,939
固定資産合計	1,068,716,000		
資産合計	1,995,054,258	負債及び正味財産合計	1,995,054,258

表 - 2

正味財産増減計算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
一般正味財産増減の部		支払出展料	130,000
1. 経常増減の部		委託料	889,080,077
(1) 経常収益		資材整備費	5,683,579
基本財産運用益	503,723	工事請負費	228,599,060
特定資産運用益	974,671	調査材料費	3,280,292
受取会費	4,157,674	普及事業費	17,100,570
事業収益		販売商品仕入費	136,589,001
調査受託収益	563,281,094	大阪市納付金	128,079,885
報告書作成受託収益	177,128,000	棚卸資産増減額	3,781,445
管理受託収益	10,821,334	雑費	12,321,081
保存科学事業収益	30,063,050		
博物館管理受託収益	1,299,438,103	管理費	144,541,641
観覧料収益	719,214,003	役員報酬	10,970,400
使用料収益	88,949,726	職員給与	97,990,035
普及事業収益	789,146	賞与引当金繰入	2,972,911
その他収益	310,666,258	福利厚生費	95,741
受取補助金等	7,070,000	研修費	7,000
受取寄付金	1,000,000	旅費交通費	391,020
雑収益	9,574,867	通信運搬費	758,359
経常収益合計	3,223,631,649	消耗品費	3,413,803
		支払分担金	7,447,620
(2) 経常費用		光熱水料費	242,396
事業費	2,948,778,022	賃借料	5,685,938
職員給与	797,270,832	報償金	55,070
賃金	51,845,706	租税公課	452,538
賞与引当金繰入	38,317,920	支払会費	261,000
退職給付費用	15,747,310	委託料	13,396,604
福利厚生費	1,142,926	雑費	401,206
研修費	404,414	経常費用計	3,093,319,663
旅費交通費	10,062,898	評価損益等調整前当期経常増減額	130,311,986
通信運搬費	18,416,690	当期経常増減額	130,311,986
減価償却費	8,101,527	税引前当期一般正味財産増減額	130,311,986
消耗品費	59,118,020	法人税、住民税及び事業税	13,008,100
支払分担金	105,710,675	法人税等調整額	191,985,405
修繕費	48,888,014	当期一般正味財産増減額	74,681,519
印刷製本費	58,260,804	一般正味財産期首残高	837,853,458
光熱水料費	228,002,067	一般正味財産期末残高	763,171,939
賃借料	58,291,847		
保険料	2,546,684	指定正味財産増減の部	
報償金	13,140,671	当期指定正味財産増減額	0
租税公課	6,173,832	指定正味財産期首残高	119,000,000
支払会費	1,422,170	指定正味財産期末残高	119,000,000
支払負担金	8,830,915	正味財産期末残高	882,171,939

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 現金及び有価物等の管理について

(1) 現金管理について注意、改善するよう求めたもの

本法人の会計規程によれば、金銭の管理責任者等は現金について毎日残高を確認し、関係帳簿と照合することとされており、また、小口現金取扱要領によれば、出納管理者は小口現金の受払を小口現金出納帳に記載し、日々手許有高と帳簿残高との照合をしなければならないとされている。

しかしながら、小口現金について、月末日以外の日々の残高について手許有高と帳簿残高との照合が行われていないものや、現金残高の確認を行っているものの現金の動きがない日に関しては、現金残高の確認が行われた証跡（金種表など）が残されていないものなどが見受けられたので、注意、改善されたい。

また、小口現金設定額が支払額に比して過大となっているものがあり、

設定額の改善を要するものや、つり銭用現金及び両替用現金について保有限度額を設定する必要のあるものなどが見受けられたので改善されたい。

(全部門)

- (2) 業者預託となっているつり銭用現金について縮減するよう改善を求めたもの等

大阪城天守閣では入場券を販売する窓口などで使用するつり銭用現金の準備を売上現金回収サービス業者に委託しており、そのための準備資金として預託金を支払っている(1日のつり銭用現金95万円×5日分=475万円)。しかしながら、つり銭用現金を含む売上現金の回収とつり銭用現金搬入のタイミングにより2日分のつり銭用現金が常に大阪城天守閣に存在しているので、業者に対しては残りの3日分のつり銭285万円を常に預託している状態となっていた。資金流用の不正防止や効率的な資金運用の観点から、契約内容を見直して預託金を縮減するよう改善されたい。

また、大阪歴史博物館においては受付案内業務を民間業者へ再委託しており、当該委託業者に対してつり銭用現金として120万円を預託している。しかしながら、預託金の取扱事務について契約書上管理責任が明確ではなく、過不足についての報告や精算が行われた実績も存在しなかった。また、平成24年7月23日現在の手元有高をカウントしたところ、120万4,620円であり、預託額120万円と一致していなかったため、つり銭用現金の業者預託取扱事務に関するルールを設定し、管理責任を明確化されたい。

(大阪城天守閣、大阪歴史博物館)

- (3) 有価物及び領収書の管理について注意、改善するよう求めたもの

切手等について、棚卸を実施した証跡が確認できなかったもの、受払簿の使用状況の決裁欄に押印されていないものなどが見受けられたので、切手等の棚卸のルールを明確にするよう注意、改善されたい。

また、本法人会計規程によれば、領収証はあらかじめ一連の通し番号を付すこととされているが、連番を付していない領収書を使用しているものや発行控えの残らない領収証様式を使用しているものなどが見受けられたので、注意、改善されたい。

(大阪文化財研究所、大阪城天守閣、大阪歴史博物館、自然史博物館)

- (4) 余剰資金の運用ルールを作成するよう求めたもの

本法人においては、余剰資金の運用に関して明確なルールを設けていなかった。

実務上は、元本割れリスクがなく、かつ、利回りのよい金融商品を理事長の決裁を得たうえで購入しているとのことであるが、余剰資金がリスクの高い金融商品によって運用されてしまうのを防止するために、明確な運用ルールを作成されたい。

(法人本部)

2 決算事務について

- (1) つり銭用現金について決算書に計上されていなかったため注意を求めたもの

大阪城天守閣では、つり銭用現金の準備を売上現金回収サービス業者に委託しており、翌日使用するつり銭用現金を業者から受け取った際に所定の授受帳票に受領印を押印している。しかしながら、受領したつり銭用現金については大阪城天守閣の管理下にある状態であるにもかかわらず、決算書において現金として計上されていなかったため、決算書（貸借対照表）に現金として計上するよう注意されたい。（大阪城天守閣）

(2) 会計基準に準拠した棚卸資産の評価ルールの策定を求めたもの等

「公益法人会計基準」によれば、棚卸資産については、取得価額をもって貸借対照表価額とするとされている。ただし、時価が取得価額より下落した場合には、時価をもって貸借対照表価額とするとされているので、保有する棚卸資産について毎年度末における時価の下落を把握し、貸借対照表価額の見直しを実施されたい。

また、自然史博物館では一部の棚卸資産（図録）について過去に評価をゼロまで切り下げているが、評価のルールが存在せず、その根拠は明確ではなかった。さらに、大阪文化財研究所においては滞留による棚卸資産の評価減の要否について平成21年度末に検討が行われているが、定期的に評価を実施する旨のルールは策定されておらず、以後、検討は行われていなかったため、公益法人会計基準に準拠した棚卸資産評価ルールの策定されたい。（法人本部）

(3) 共通経費を各会計区分に配賦するよう改善を求めたもの

共通経費のうち、連携事業費の一部（共同広報費用等）について、各施設に共通して発生した経費であるにもかかわらず、全額を大阪歴史博物館特別会計区分に賦課していた。共通経費の按分の誤りは、決算書上は各会計区分の収支差額の誤りとなり、また、業務代行料の計算誤りを引き起こす可能性があるため、共通経費は各会計区分に合理的な方法により配賦するよう改善されたい。なお、共通経費の各会計区分への配賦については、発生要因となる施設が特定可能な経費は、該当する会計区分に賦課し、共同広報や本部事務費等、各施設に関連して発生する経費は、連携事業であれば賦課された連携事業費、事務費であれば事業費全体の比率で按分して配賦することが考えられる。（全部門）

(4) 自主事業の会計処理区分を改善するよう求めたもの

美術館において自主事業として行っている販売事業収益にかかる棚卸資産（絵葉書）が、自主事業に係る取引を経理する「大阪市立美術館付帯事業特別会計」ではなく、指定管理業務に係る取引を経理する「大阪市立美術館特別会計」で計上されていた。自主事業に係る棚卸資産については付帯事業特別会計に計上するよう改善されたい。（美術館）

(5) 固定資産の計上漏れについて注意するよう求めたもの

平成19年1月に高額物品（リアルサーフェスビュー顕微鏡 取得価額900万円）の寄付を自然史博物館が受けたにもかかわらず、本法人から本市への報告がなく固定資産への計上が漏れていた。本法人が指定管理者として

管理運営する公の施設が、本市に帰属する資産を取得した場合には、漏れなくその旨を報告するよう注意されたい。(自然史博物館)

3 経理事務について

(1) 会計仕訳の承認体制等について注意、改善するよう求めたもの

法人の各部門における会計仕訳の承認は、会計システムに伝票を入力後に振替伝票を出力し、承認は出力された振替伝票で行われているが、承認された振替伝票とシステムの伝票データを照合しシステム上で承認入力を行う仕様となっていなかった。本法人からは、振替伝票の出力漏れ及び不正仕訳を防ぐために、出力し承認された振替伝票とシステムの伝票データのチェックリストを作成し確認しているとの説明があったが、確認した後の仕訳チェックリストは保管されていなかった。未承認の伝票がシステムに登録されるリスクを排除するため、確認に使用した仕訳チェックリストは別途、一定の期限を定めて保管するよう改善されたい。

また、法人本部で出力された会計上の振替伝票に承認者又は作成者の押印が行われていないものが見受けられた。責任の所在を明らかにするため漏れなく押印するよう注意されたい。(全部門)

(2) 会計システムのセキュリティが不十分なため改善するよう求めたもの等

会計システムのログインIDは経理業務を行う限定された職員にのみ付与されるものであるが、ログインIDの付与状況について定期的に棚卸しを行うなどの方法による、ログインIDの付与状況の適切性に関する検証が行われていなかったため、改善されたい。

また、会計システムのログイン時のパスワードは定期的な変更がなされていないため、情報セキュリティの面からパスワードについては定期的な変更を行うよう改善されたい。(全部門)

(3) 棚卸資産の实地棚卸が規程に即して行われていなかったため注意、改善するよう求めたもの等

本法人の会計規程によれば、物品管理者は、毎月末及び期末に棚卸資産の帳簿残高と現品有高を照合し、棚卸明細書を作成しなければならないが、また、総務部総務課長は期末において实地棚卸を掌握し、棚卸資産の期末残高を確定しなければならないとされている。しかしながら、毎月末に实地棚卸を行っていないものや、实地棚卸結果の報告について管理責任者による承認の証跡が残されていないもの、理論上あるべき在庫数が把握されていないものなどが見受けられたため、注意、改善されたい。

(全部門)

(4) 实地棚卸委託先における实地棚卸実施状況の履行確認について改善するよう求めたもの

自然史博物館においては、売店の販売用商品等の棚卸資産の实地棚卸を含む管理全般を委託業者が実施しているが、委託業者からは实地棚卸結果を入力したデータの提出を受けているのみであったため、今回の監査において平成23年度末の在庫について販売数との照合を行った結果、委託業者

からの実地棚卸結果に誤りがあることが判明した。適正な資産管理のため業者の実施した実地棚卸についても実際に在庫を数えた際の資料を入手する等、委託業者からの報告結果の正確性について確認を行うよう改善されたい。
(自然史博物館)

(5) 固定資産の管理について注意、改善するよう求めたもの

本法人の会計規程においては、すべての固定資産について定期的に現物調査を行う定めが存在しなかったため、固定資産の紛失が長期的に発見できないリスクを防止するとともに固定資産の利用状況を把握するため、固定資産の定期的な現物調査のためのルールを策定するよう改善されたい。

また、法人の専決規程によれば、固定資産取得の決裁権者は当該物件が「予算計上項目」、「予算計上外項目」の区分により異なっているが、物品購入決裁書では区分が明記されていなかった。専決規程に基づいて適切な権限者によって決裁が行われるように、決裁書において区分を明記するよう改善されたい。

さらに、固定資産取得時（取得申請決裁、発注、納品確認、資産計上）及び処分時（処分決裁、処分確認、会計処理）の手続が規程、規則として明文化されていなかった。各部門では取得及び処分時の必要な手続は実施されているので、統一的なルールの明文化を行い、ルールに沿った運用が行われているか確認を行うよう改善されたい。

大阪城天守閣においては、固定資産として計上されている備品やその他の物品については、備品整理台帳を作成し管理することとしているが、固定資産として計上されている一部の備品について備品整理台帳への記載が行われていなかったため、漏れなく記載するよう改善されたい。

また、固定資産として計上する備品以外の物品についても、基本的に取得価額が1万円以上のものは備品整理台帳に記載しているが、取得価額が1万円に満たなくても現物管理を要すると判断したものについても台帳に記載するなど、台帳に記載する範囲について明確な規定がないため、記載する範囲を明確化するよう改善されたい。
(全部門、大阪城天守閣)

(6) 管理物品の現物調査等について改善するよう求めたもの

管理物品（金額的重要性が低く固定資産には計上しないが物理的には管理対象となるもの）について調査した結果、管理物品の定期的な現物調査が行われていないものや物品番号を記載したシールを貼付する作業が遅れているものなどが見受けられたため、改善されたい。また、どのような物品を管理物品とするかについての本法人におけるルールが明確ではなく、各部門において取り扱いが相違していたため、管理すべき物品を規程等に明文化するよう改善されたい。
(全部門)

(7) 未払旅費の精算について改善するよう求めたもの

自然史博物館の平成23年度末の決算書において、約5か月分の未払旅費が計上されていた。今後旅費の精算を速やかに行うよう改善されたい。

(自然史博物館)

(8) 入金管理について注意、改善するよう求めたもの

大阪文化財研究所においては、調査委託業者からの受託料の入金遅延について、所内での報告を行うルールが確立されておらず、担当者間の情報共有に依存していたので、入金の管理方法について改善されたい。

また、大阪城天守閣資料写真等使用規程によれば、使用料は請求書を受領した翌月までに納付することとされているが、未収金の督促が数か月後に行われているものなどが見受けられたので、適時の回収を行うよう注意されたい。
(大阪文化財研究所、大阪城天守閣)

4 契約事務について

(1) 調査報告書の未完了が存在するので早急に完成するよう求めたもの

大阪文化財研究所については、平成19年度に実施した出資団体等監査において、「未完了の調査報告書が残っている。」との指摘を行ったところであるが、現在も調査報告書が未完了の契約が残っていた。これらはバブル期に発掘調査を受託し、調査作業自体は完了しているが、調査結果に関する報告書が未完了になっているものである。件数は徐々に減少しているが、新たに受託する発掘調査業務による時間的制約もあり、全件の完成には至っていない。契約内容の履行に関わるものであり、また、相当年数が経過しているので、早急に完成されたい。
(大阪文化財研究所)

(2) 労働者派遣請負契約手続について改善するよう求めたもの

本法人の専決規程によれば、業務委託契約の締結について予定価格が700万円を超えるものについては事務局長の専決とされており、また、業者選定委員会設置要綱によれば契約予定額が1件当たり250万円以上のものは委員会の審議対象とされている。

しかしながら、大阪文化財研究所において、請負業者と締結している「労働者派遣に関する基本契約」については支出合計金額が1億7,600万円程度であるにも関わらず、当該基本契約に係る個別契約である「労働者派遣契約」の予定金額がそれぞれ250万円を超えないことから、事務局長の決裁を受けておらず、また、業者選定委員会における審議対象となっていなかった。

上記のように、複数の同種の契約を同一の相手方と締結し、実質的に契約予定額（総額）が規程上の基準金額を超えている場合は、実態に応じて判断した上で、必要な手続を行うよう改善されたい。
(大阪文化財研究所)

(3) 検査調書の作成について注意、改善するよう求めたもの

本法人の契約規程によれば、検査を完了したときは、検査職員は、検査調書を作成しなければならないとされているが、美術館において、検査調書を作成していない事例が見受けられたので、作成するよう注意されたい。

なお、本法人では、公益財団法人大阪市博物館協会契約規程により検査調書の作成が規定されているが、法人全体として共通の検査調書の様式が設けられておらず、各施設の様式が相違していた。

様式が相違することによる瑕疵はなかったが、各部門での検査調書作成

の利便的かつ効率的な運用に資するため、検査調書について法人全体としての共通様式を策定するように改善されたい。(全部門)

5 本市委託業務について

(1) 人件費の按分計算が実態に即していないため改善するよう求めたもの

大阪文化財研究所では本市の難波宮運営管理業務などの施設管理を受託しており、収支計算書では「管理受託収入」と「管理受託費」の項目で施設管理の収支を表現しているが、両者の金額は完全に一致していた。本法人の説明によれば、これは当該受託業務や他業務を兼務した職員に係る人件費額について最終的に収支が一致するように当該受託業務分人件費額を按分し、賦課しているためである、とのことであった。

本来、収支計算書においては、各業務区分での実際の収入額及び支出額により測定された金額を記載すべきであり、最終的な収支一致のために賦課される人件費額を算出し、記載するものではない。

収支計算書における管理受託費については、実態に即した内容となるよう、人件費を算出し収支計算書で表示するよう改善されたい。

(大阪文化財研究所)

(2) 受託業務の精算報告書における記載内容に関して改善するよう求めたもの

大阪文化財研究所では、本市から「難波宮跡および5世紀代建物運営管理業務」(平成23年度契約額619万4,303円)を受託しており、その精算報告書の「現場管理費118万4,131円」の内訳に樹木剪定業務分(高木)57万円が含まれていた。しかしながら、現場管理費とは一般的に工事現場常駐管理者の人件費や工事現場の管理に要する経費を指すものであり、また、契約時に予定していた剪定回数分については別途「直接工事費」の一部として報告していることから、契約時に予定していた回数以上の剪定業務分については「直接工事費」として報告せず、「現場管理費」に含めて報告することは業務実態に即していない。実態に即した精算報告書を作成するよう改善されたい。(大阪文化財研究所)

(3) 販売実績報告等の遅延について注意するよう求めたもの

本法人では、平成23年度に本市から「博物館・美術館資料で語る 大阪事典」の販売業務を受託している。仕様書によれば、販売委託料については四半期毎の販売実績報告及び請求が必要とされているが、平成23年4月から12月までの9か月間の累積販売数量に係る販売委託料が一括請求されていた。仕様書に従って四半期毎に実績報告及び請求を行うよう注意されたい。(法人本部)

6 超過勤務の命令及び認定について注意するよう求めたもの

大阪歴史博物館の超過勤務命令簿において、命令欄に命令印及び承認印、認定欄に認定印が押印されていないものが見受けられた。所定の勤務時間以外の時間の勤務については、勤怠管理及び人件費管理の観点から明確な管理が必要であり、超過勤務命令簿上に各権限者による承認証跡を残すよう注意

されたい。 (大阪歴史博物館)

7 科学研究費補助金の管理について改善するよう求めたもの

本法人の「財団法人大阪市博物館協会科学研究費補助金等外部委任経理事務取扱要項」によれば、科研費の適正な執行を確保するための不正防止委員会や監査室を設置するとされている。しかしながら、実態は不正防止委員会や監査室が設置されておらず、要項等の記載内容と運用実態とが一致していなかったため改善されたい。

(法人本部、大阪文化財研究所、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館)

8 決裁書類において改善するよう求めたもの

今回の監査において、決裁書類に決裁日が記載されていないものが散見された。決裁日の記載は、事後決裁を防止するうえで一定の牽制を働かせる効果があるため、決裁書類には決裁日を記載するよう改善されたい。(全部門)

9 指定管理業務について

(1) 契約保証金免除承認手続について改善するよう求めたもの

本法人の契約規程によれば、協会と契約を締結する者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、各要件のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部を免除することができることとされている。しかしながら、本法人が指定管理者として管理している4施設内の食堂や売店の運営を外部業者に委託するにあたっては、契約保証金を免除していたにもかかわらず、契約規程における契約保証金免除要件のどれに該当するものであるか決裁書類上で明確ではなかった。本法人の説明によれば、契約の締結に関する決裁をもって契約保証金免除の決裁も受けたものとしているとのことであるが、契約相手の信用力を十分に勘案するなど、契約規程における契約保証金免除要件に合致していることを明らかにしたうえで、契約保証金の免除可否について決裁するよう改善されたい。(法人本部)

(2) 指定管理者に対する業務代行料の精算について改善するよう求めたもの
【ゆとりとみどり振興局に対して】

博物館群の指定管理者に対する業務代行料は、予算に基づく金額を年度中に指定管理者に対して支払った後、年度終了後に指定管理者から精算報告書により実績額を報告させて精算している。この精算にあたっては、収支差額の剰余が生じた場合、平成22年3月18日付け総務第316号通知の考え方にに基づき、支出額の減少に起因する剰余のうち一部をインセンティブとして指定管理者に留保させている。

支出額の減少に起因する剰余に関する精算については、年度協定書第5条において支出の種類により精算戻入を求めるか否かを定めているが、精算報告書における支出の区分は年度協定書の区分とは異なっており、年度協定書における区分のいずれに該当するかが不明確となっていた。精算報告書においても年度協定書に合わせた費用区分とするよう改善されたい。

(3) みなし寄附の承認手続について改善するよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本法人の大阪城天守閣特別会計に計上されている他会計繰入支出の中には、法人本部会計に対する所謂「みなし寄附」（「決算見込所得額の20%」を「法人会計の財源とするため、収益事業で利益が見込まれる事業から寄附」を行ったもの）が700万円含まれており、当該みなし寄附の処理がなされた結果、平成23年度における指定管理者から本市への納付額は本来あるべき指定管理業務に関する協定書に準拠した金額と比べて少なくとも350万円（700万円×1/2）減少している。

当該留保資金は将来における施設改修に備えた特定資産として積み立てられてはいるものの、このような処理をすること自体について本市は文書等で承認していなかったため、指定管理者から申請を受けて承認するという手続を確立するよう改善されたい。

(4) 納付金収納手続について指導するよう求めたもの**【ゆとりとみどり振興局に対して】**

大阪城天守閣に係る、本市への平成23年度分納付金の納付においては、収支の内訳を示す資料が納付書等に添付されていなかったが、指定管理業務に関する年度協定書の変更により、平成23年度以降の納付金額が大阪城天守閣の収支状況を加味した方式で算定されることとなったので、納付金額の妥当性を検証するという観点から、収支内訳等が記載された資料を添付するよう指定管理者を指導されたい。

(5) 納付金の計算方法を改善するよう求めたもの**【ゆとりとみどり振興局に対して】**

大阪城天守閣に係る本市への納付金は、天守閣事業、ミュージアムショップ事業、展覧会開催等事業の3つの事業区分のうち、天守閣事業に係る収支差額のみに基づいて計算している。しかしながら、展覧会開催等事業においても大阪城天守閣の管理運営業務に係る収支が発生しているため、天守閣事業に係る収支差額に加えて、展覧会開催等事業における収支差額のうち、大阪城天守閣の管理運営業務に係る収支を納付金の計算に含めるよう指定管理者と協議の上改善されたい。

(6) 基本協定書で定められている書類の提出について注意するよう求めたもの**【ゆとりとみどり振興局に対して】**

基本協定書によれば、指定管理者から本市に対して個人情報の管理状況や保険契約についてその内容を証する書面について提出させることとしているが、当該報告書等が提出されていなかった。基本協定書に基づき、適正に個人情報管理状況等の報告書を徴するよう注意されたい。

(7) 利用料金の承認について注意するよう求めたもの**【ゆとりとみどり振興局に対して】**

大阪市立美術館条例によれば、特別展示に係る観覧料についてはあらかじめ教育委員会の承認を得て定めるとされている。しかしながら、美術館

では平成23年度に3回開催した特別陳列展に係る観覧料の料金設定について、平成23年7月6日付けで本市に対し「利用料金承認願」を提出していたが、本市からは当該料金設定について承認した旨の通知が発出されていなかった。条例に基づき指定管理者に適切に通知を発するよう注意されたい。

- (8) 「大阪城天守閣・大阪歴史博物館（常設展）セット券」売上金の施設別の配分基準を定めるよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局に対して】

大阪城天守閣及び大阪歴史博物館では、平成22年12月より「大阪城天守閣・大阪歴史博物館（常設展）セット券」の販売・運用を開始しており、当該セット券の販売については年度協定書において規定されていることから、本市がその販売を認めているものと解されるが、当該セット券の売上金を大阪城天守閣と大阪歴史博物館のいずれにいくら計上させるかについては定められていなかった。大阪城天守閣と大阪歴史博物館では指定管理に関する業務代行料の精算方法が異なるので、セット券売上金の具体的な施設別配分基準を定められたい。

(意見)

- 1 要綱・マニュアル等の作成について

本法人の規程として「会計規程」及び「小口現金取扱要領」を整備しているが、金庫内で管理している売上金等や棚卸資産、固定資産等に係る管理事務について定めた取扱要領やマニュアル等が整備されていなかったため、マニュアル等の設定を検討されたい。

また、本法人においては会計システム、給与計算システム等の情報システムを整備しているが、システムセキュリティポリシーを作成していなかった。本市においては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省）に基づき「情報セキュリティ管理規程」を設け、セキュリティポリシーを遵守しているところであり、本法人においてもシステムを保全するために、セキュリティポリシーの設定を検討されたい。

(全部門)

- 2 外部資金の獲得について

本法人の収入は、大阪文化財研究所で実施している埋蔵文化財発掘事業等に係る受託収入などがあるものの、その大部分は指定管理業務に係る管理代行料や施設の利用料金が占めている。また、本市の財政事情が厳しい中、管理代行料を引き下げる方向性は今後も続くと考えられ、また、今後、本法人が引き続き指定管理事業を受託できるかどうかについても不透明な状況となっている。

このような状況の中で本法人が自立的な組織運営を行っていくためには、自らその財源を確保することが重要であるので、高度な専門的知識をもった学芸員や多数の貴重な収蔵品を最大限活用しつつ、外部のニーズを的確に把握し、より積極的に外部の資金を獲得するよう努められたい。(全部門)

3 科学研究費補助金の研究機関による管理について

文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が公表している科研費ハンドブックによれば、研究機関は「交付された科研費に係る管理・諸手続を研究者に代わって行うこと」とされており、このことから、独立行政法人や国立大学法人の会計基準において、科研費については研究機関の預り金として経理することとされている。

しかしながら、本法人では科学研究費補助金のうち直接経費部分を簿外処理しているため、研究機関としての責務を適切に果たすためにも直接経費部分を独立行政法人等の会計基準に準拠して機関経理（預り金勘定で経理処理）するよう検討されたい。

（法人本部、大阪文化財研究所、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館）

4 施設の有効活用等について

美術館については、平成21年度定期監査等で、「美術館の講堂及び特別室のあり方と有効活用の方法について検討されたい」と意見を述べたところであるが、平成22年度及び23年度においても講堂、特別室ともに施設利用料の徴収を伴う団体等による利用実績はなかった。施設自体の老朽化や有料の公園内に所在しているなどの課題はあるものの、引き続き施設の有効活用について検討されたい。

なお、自然史博物館及び大阪歴史博物館における講堂及び特別展示室等についても利用状況が低調となっていたため、積極的に広報し市民参加型行事や講習会を開催する等、今後の施設のさらなる有効活用に向けて検討されたい。

また、平成21年度定期監査において、「美術館展覧会室の利用者が実質的に長期にわたって固定化されており、利用機会の公平性等が確保されるよう使用許可事務について改善するよう検討されたい」との意見を述べたところであるが、平成23年度においても利用実態に変化が見られなかった。平成24年度において利用団体へのヒアリングを行うなど利用機会の公平性を確保するための要綱策定に向けて環境整備を進めているところであるが、引き続き公平性・透明性を確保した使用許可事務の実現について検討されたい。

さらに、大阪歴史博物館において実施している来館者に対するアンケートや自然史博物館における学芸員による館外観察会などの参加者情報等については、アンケート結果の分析や、過去の館外観察会参加者に対するダイレクトメールの送付など、その後の事業活動等への活用が十分になされているとは言えない状況であったため、今後、来館者増加のための有効活用方策について検討されたい。（美術館、大阪歴史博物館、自然史博物館）

5 施設改修費の負担について

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本法人が管理運営を受託している施設の中には設置からかなりの年月が経過しているものもあり、設備や機器について補修又は更新が必要なものが少

なからず見受けられる。

平成24年度においては各館からの要望をもとに本市において7,960万円の施設整備予算が確保されているが、指定管理者とも十分協議の上、計画的な補修を行うよう検討されたい。

6 科学研究費補助金に規定する学術研究機関の指定申請について

【ゆとりとみどり振興局に対して】

自然史博物館は昭和51年8月19日に文部省科学研究費補助金取扱規定第2条第4号に規定する学術研究機関に指定されており、本法人とは独立した単独の研究機関とされている。

しかしながら、自然史博物館の科学研究費の執行などにあたっては、自然史博物館ではなく本法人が作成している「財団法人大阪市博物館協会科学研究費補助金等外部委任経理金事務取扱要領」及び「財団法人大阪市博物館協会科学研究費補助金事務取扱要領細則」を準用している状況にあった。

自然史博物館が本法人の指定管理施設になったことにより、科学研究費補助金の学術研究機関の指定申請について実態に即したものとなるよう、指定管理者と協議の上、検討されたい。

7 収蔵品に係るリスク負担のあり方について

【ゆとりとみどり振興局に対して】

収蔵品に破損・汚損あるいは盗難等による滅失が生じた場合は、指定管理者が本市に対して賠償責任を負うものと考えられるが、本法人が指定管理者として管理運営する施設の収蔵品に対しては保険に加入していない。本法人が指定管理者として管理する収蔵品の中には国宝級の高額な収蔵品も含まれており、本法人が破損・汚損あるいは盗難等のリスクを負担することが合理的であるか疑問である。

公立の文化施設において展示中の収蔵品や高額な収蔵品に対し保険に加入している例も見られるため、収蔵品に係るリスク負担のあり方について検討されたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定による平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成24年10月19日

大阪市監査委員	東	貴	之
同	漆	原	良
同	高	橋	敏
同	高	瀬	桂

平成24年度出資団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報告の公表
(公益財団法人 大阪科学振興協会)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成24年7月23日から同年7月26日まで

2 監査の対象

公益財団法人大阪科学振興協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。なお、対象とした公の施設は大阪市立科学館である。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公益財団法人大阪科学振興協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が、関係法令等にのっとり適切に行われているかという観点から、主として平成23年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

また、本法人は大阪市立科学館の指定管理者であることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に係る所管局の事務について同様に実施した。

【出資団体監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 定款及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 経営成績、財政状況は適切に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 団体の自立的な運営が可能な体制となっているか。
- キ 出えん財産は有効かつ効率的に活用されているか。
- ク 経済性・効率性・有効性の観点で事業が行われているか。
- ケ 情報システムによる全般統制は適切か。
- コ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。
- サ 所管局は出えんに対する効果の検討を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の経営成績及び財政状態が適切に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検討した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。

エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。

オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適切に表示されているかについて確認した。

カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。

キ 情報システムの全般統制に関して関連書類を閲覧並びに質問により適切になされているかについて確認した。

ク 団体の所管局であるゆとりとみどり振興局が、団体の事業運営を十分に把握し、指導的役割を果たしているかについて検討した。

【公の施設の指定管理者監査】

(1) 監査の主な着眼点

ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適切に施設の管理業務がなされているか。

イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。

ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。

エ 指定管理者制度導入による効果が発現しているか。

オ 施設所管局及び指定管理者間でリスクの負担は適切になされているか。

カ 施設所管局における指定管理者に係る事務、指導監督は、適切になされているか。

キ 施設所管局において管理運営状況を把握し、評価を適切にしているか。

ク 指定管理事業における情報システムによる全般統制は適切か。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適切になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。

イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。

ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。

エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。

オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

カ 施設の維持管理状況について公の施設である大阪市立科学館の現地調査を行った。

キ 指定管理事業における情報システムの全般統制に関して関連書類を閲覧並びに質問により適切になされているかについて確認した。

第2 団体及び施設の概要

1 設立年月日

平成元年7月1日

2 出えん金

5億円(本市出えん額 2億5,000万円〔50.0%〕)

3 役員数及び職員数(平成24年7月1日現在)

評議員 10名

理事 8名(うち7名は非常勤)

監事 2名(非常勤)

職員 29名

4 主な事業(平成23年度実績)

(1) 自主事業

プラネタリウムホール事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般投影 ・全天周映像 ・学習投影 ・幼児投影 ・キッズタイム(試行) ・スペシャルナイト
資料の収集及び保管、調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資料の収集・保管 ・調査研究(中之島科学研究所、外部資金による研究、第4次展示改装調査事業)
教育普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・科学教室、講演会、教員研修等 ・科学デモンストレーター研修 ・天体観望会 ・ジュニア科学クラブ ・アウトリーチ事業
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信及び広報・宣伝事業 ・売店事業 ・駐車場事業

(2) 指定管理事業

ア 大阪市立科学館	<ul style="list-style-type: none"> ・常設展示の公開・管理 ・企画展示 ・展示解説ボランティアによる展示案内 ・サイエンスショーの実施 ・エキストラ実験ショーの実施
-----------	--

	・建物・設備等に関する管理運営事業
--	-------------------

5 公の施設の概要

(1) 大阪市立科学館

施設名	大阪市立科学館
設置目的	科学及び科学技術に関する資料の収集、保管及び展示並びにその調査研究及び普及活動を行うとともに、市民の生涯にわたる学習活動を支援することにより、市民の文化と教養の向上及び学術の発展に寄与すること（科学館条例第2条）
所在地	北区中之島4-2-1
利用時間	午前9時30分から午後5時まで
休館日	・月曜日（祝日・振替休日の場合は開館し、翌平日に休館） ・年未年始（12月28日から1月4日）
利用者数	773,442人（平成23年度）
開設年月日	平成元年10月7日

（注）利用者数は平成23年度実績を示す。

指定期間 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで

選定方法 非公募

業務代行料 1億9,911万円（平成23年度）

指定管理者 公益財団法人大阪科学振興協会

6 決算状況

平成23年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表-1、表-2のとおりである。なお、表-1、表-2については、本法人の決算諸表（平成23年度分）を集約したうえで転載している。

表 - 1

貸借対照表
平成24年3月31日現在

(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
資産の部		負債の部	
1. 流動資産		1. 流動負債	
現金預金	76,895,147	買掛金	2,207,654
前払金	2,629,675	未払金	56,105,990
未収金	7,069,203	仮受金	182,217
仮払金	200,000	預り金	2,349,906
棚卸商品	4,781,510	リース債務	1,351,980
有価証券	60,024,867	流動負債合計	62,197,747
流動資産合計	151,600,402		
2. 固定資産		2. 固定負債	
(1) 基本財産		退職給付引当金	27,426,757
国債	500,000,000	固定負債合計	27,426,757
基本財産合計	500,000,000	負債合計	89,624,504
(2) 特定資産			
事業基金	2,200,000,000	正味財産の部	
損失補填引当資産	53,110,000	1. 指定正味財産	
退職給付引当資産	27,426,757	寄付金	500,000,000
減価償却引当資産	40,367,764	交付金	2,200,000,000
特定資産合計	2,320,904,521	指定正味財産合計	2,700,000,000
(3) その他の固定資産		(うち基本財産への充当額)	(500,000,000)
定期預金	30,000,000	(うち特定資産への充当額)	(2,200,000,000)
事業債	179,894,023		
出資金	10,000	2. 一般正味財産	482,277,677
什器備品	6,925,438	(うち特定資産への充当額)	(93,477,764)
ソフトウェア	4,664,732		
收藏品	76,551,085	正味財産合計	3,182,277,677
リース資産	1,351,980	負債及び正味財産合計	3,271,902,181
その他の固定資産合計	299,397,258		
固定資産合計	3,120,301,779		
資産合計	3,271,902,181		

表 - 2

正味財産増減計算書
平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	科目	当年度
一般正味財産増減の部		2. 経常外増減の部	
1. 経常増減の部		(1) 経常外収益	
(1) 経常収益		投資有価証券売却益	29,000
基本財産運用益	9,086,521	経常外収益合計	29,000
事業基金運用益	25,270,445	当期経常外増減額	29,000
受託事業収益	254,772,883		
雑収益	4,679,431	当期一般正味財産増減額	28,111,759
自主事業収益	176,758,900	一般正味財産期首残高	454,165,918
付随事業収益	98,068,761	一般正味財産期末残高	482,277,677
受取補助金	85,000		
経常収益合計	568,721,941		
(2) 経常費用		指定正味財産増減の部	
受託事業運営費	256,570,883	当期指定正味財産増減額	0
自主事業運営費	170,473,892	指定正味財産期首残高	2,700,000,000
付随事業運営費	91,384,454	指定正味財産期末残高	2,700,000,000
中之島科学研究所費	3,171,048		
退職給付費用	12,677,154		
減価償却費	6,335,838		
寄付金	25,913		
経常収益合計	540,639,182		
当期経常増減額	28,082,759	正味財産期末残高	3,182,277,677

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 現金・有価証券の管理について

- (1) 手持現金残高（小口現金）の照合が規程に準拠して行われていなかったため注意するよう求めたもの

本法人の会計規程によれば、会計責任者は、手持現金残高と帳簿残高を毎日照合しなければならないとされているが、小口現金（10万円程度）については、毎月月末にのみ残高の照合を行っていたので、今後は、会計規程に準拠し、毎日照合を行うとともにその記録を残すよう注意されたい。

- (2) つり銭処理簿の一部について上席者の承認印を確認することができなかったため注意するよう求めたもの

両替用つり銭（150万円）については、担当係員が日々実査（現金カウント）を行い、つり銭処理簿を作成し、会計責任者である総務課長までの承認を得ている。しかしながら、平成24年4月13日から平成24年4月17日までの間におけるつり銭処理簿については総務課長の承認印が漏れていたため注意されたい。

- (3) 切手、はがき等の管理について改善するよう求めたもの

切手及びはがきの受払簿は、使用枚数を記載する欄はあるものの、残数を記載する欄がないため適時に残枚数を把握することができず、また、来館者配布用の駐車券の受払簿についても同様の状況であった。現金と同等の価値を持つ貯蔵品等は正確な残高を把握しておく必要があるため、受払簿の様式を見直すとともに残高を正確に把握するよう改善されたい。

さらに、観覧料が無料になる招待券の束（未使用）が、担当者の机の引出しに保管されていたが、招待券は観覧券と引き換えることができる点で現金同等物であるため、切手等と同様に金庫で保管するよう改善されたい。加えて、受払簿の残数と実際の残枚数の一致の確認はされておらず、招待券に連番も付されていなかったため、今後は、不正使用等防止の観点から、適時に受払簿と実枚数の一致を確認するとともに、招待券に連番を付して管理するよう改善されたい。

(4) 有価証券の運用方法について改善するよう求めたもの

平成23年度末現在、事業基金は22億円で、その大部分を債券により運用しており、過去5年間の事業基金による運用収益は以下のとおりとなっている。

(単位：千円)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
運用収益額	56,081	44,869	31,611	26,653	25,270
運用収益率	2.55%	2.04%	1.44%	1.21%	1.15%

(平成22年度までは経営計画(平成23～27年)より、平成23年度は財務諸表より抜粋)

運用収益は減少傾向となっているが、これは、運用資産の多くを占める仕組債が為替変動により利率が増減するものであり、為替変動により、利息が支払われていないことによる。なお、事業基金における各銘柄の平成23年度運用状況は次表のとおりであるが、平成24年度の運用収益率はさらに低下する見込みとなっており、平成24年度資産運用管理計画に基づく運用収益見込額は2,197万円である。

前述のとおり多くの仕組債を運用したことにより、結果として、平成23年度末の各運用資産の時価は簿価を下回っており、平成23年度末時点で2億7,000万円もの含み損を抱える状況となっている(次表参照)。

仕組債の運用期間は30年間と非常に長いため、運用開始の意思決定にあたっては、超長期の運用に係るリスクを十分に検討する必要があると考えられる。投資時点において、過去30年間の為替レートや経済情勢の変動等について十分に検討すれば、今日の状況も想定の一つと考えられるので、30年間の資金拘束をしかねない運用開始当時の意思決定が適切であったか疑問が残る状況となっている。

このように、為替レートの動向で償還時期や運用利回りが大きく影響を受けるハイリスク・ハイリターンな仕組債に投資した結果、急激な為替変動と欧州各国の債務危機の深刻化により、現在はハイリスク・ローリターンという状況に陥っている。

その原因は、従来、本法人に資産の運用に対する具体的な規程がなかったことや、資産の運用に関して積極的に議論する内部組織(委員会組織)がなかったこと等にあると考えられる。

本法人は、平成22年度に入ってから財政検討委員会を定期的を開催す

るとともに、平成23年度には資産運用に関する規程を見直すなど資産運用に対する改善策を打ち出しているが、多額の含み損を抱えていることから、現在保有している債券の状況を注視するとともに、新たな枠組みを効果的に運用し、効率的に資産を運用されるよう改善されたい。

平成23年度事業基金内訳

(単位：円)

銘柄	取得日	額面	平成23年度 事業基金利息	帳簿価額	評価損益 (-)	利率	備考(早期償還条件等)
	償還予定日			() 平成23年度末 時価()			
大阪市平成16年度第2回公募債	平成16年7月29日	100,000,000	1,800,000	99,918,513	3,691,487	1.80%	
	平成26年7月29日			103,610,000			
大阪市平成22年度第5回公募債	平成22年9月29日	200,000,000	2,400,000	198,947,260	5,412,740	1.20%	
	平成32年9月17日			204,360,000			
第440回関西電力株式会社債	平成17年2月18日	200,000,000	3,040,000	199,959,212	7,620,788	1.52%	
	平成29年2月24日			207,580,000			
マークファイナンス M492(担保債券 メリルリンチ)	平成23年9月21日	100,000,000	0	100,000,000	-690,000	2.00%	
	平成25年10月7日			99,310,000			
第11回シティグループ・インク円貨社債	平成20年9月19日	100,000,000	950,000	97,884,771	1,515,229	0.95%	
	平成25年6月4日			99,400,000			
Nomura Europe Finance N.V ユーロ建て 変動利付 リバウダー債	平成21年7月17日	93,800,000	2,063,600	93,800,000	178,220	2.20%	
	平成24年7月6日			93,978,220			
平成19年度兵庫 県市町共同公募債	平成23年9月30日	6,000,000	39,000	6,000,000	6,000	1.30%	
	平成24年5月9日			6,006,000			
シリアミッドレットシリーズ 1164(担保証券 モルガン・スタンレー)	平成24年2月28日	100,000,000	0	100,000,000	-1,400,000	2.25%	
	平成28年4月20日			98,600,000			
第3回欧州投資銀行米ドル・円金利差額型変動 利付 円貨債券(2003)	平成15年6月8日	200,000,000	0	200,000,000	-66,060,000	変動	2005年3月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成45年6月2日			133,940,000			
欧州復興開発銀行(EUFA)・EUF・EUF・EUF・EUF ユーロ円債	平成15年5月8日	100,000,000	0	100,000,000	-12,820,000	変動	2006年5月以降の各利払日に、円額面100%で期限前償還する権利を発行体が有する。
	平成45年5月9日			87,180,000			
国際復興開発銀行ユーロ円債	平成14年10月28日	100,000,000	264,560	100,000,000	-28,750,000	変動	2004年10月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成44年10月28日			71,250,000			
国際復興開発銀行 パワーリバース債	平成19年9月11日	100,000,000	0	100,000,000	-23,080,000	変動	2012年9月以降の各利払日に、1米ドルが基準為替(2012年は110.90円)以降毎年変動)以上の円安の場合、円額面100%で償還される。
	平成49年9月11日			76,920,000			
国際復興開発銀行マルチコーラブル・円/米ドル・ ハイールド逆デュアル債	平成15年2月6日	100,000,000	0	100,000,000	-20,090,000	変動	2005年2月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成45年2月7日			79,910,000			
国際復興開発銀行円建外債	平成15年2月7日	100,000,000	0	100,000,000	-21,660,000	変動	2005年2月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成40年2月7日			78,340,000			
ユ・ウ・ケ・ケ 州財務公社マルチコーラブル・円/ 豪ドル・ハイールド逆デュアル債	平成15年6月26日	100,000,000	4,275,665	100,000,000	-5,560,000	変動	2004年6月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成45年6月24日			94,440,000			
ドイツ復興金融公庫マルチコーラブル・円/米 ドル・パワーリバースデュアル債	平成16年3月24日	200,000,000	0	199,978,549	-40,158,549	変動	2005年3月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成46年3月24日			159,820,000			
ドイツ復興金融公庫ユーロ円建コーラブル債	平成15年6月17日	100,000,000	4,950,585	100,000,000	-5,740,000	変動	2004年6月以降の各利払日に、円額面100%で早期償還する権利を発行体が有する。
	平成45年6月16日			94,260,000			
ノルウェー輸出金融公庫早期償還条件付ユー ロ円建債	平成19年4月2日	100,000,000	0	100,000,000	-53,110,000	変動	支払クーポンの累積額が額面の20%以上となる場合に円額面100%で早期償還される。
	平成49年4月2日			46,890,000			
フィンランド地方金融公庫(EUFA)・EUF・EUF ユーロ債	平成19年3月27日	100,000,000	0	100,000,000	-13,440,000	変動	2014年6月以降の各利払日に、1米ドルが105.75円以上の円安の場合、円額面の100%で早期償還される。
	平成48年6月27日			86,560,000			
その他		200,000	5,487,035	3,511,695	0		
合計		2,200,000,000	25,270,445	2,200,000,000 1,925,865,915	-274,134,085		

(法人作成の資料を加筆・修正)

償還予定日は早期償還が行われない場合であり、銘柄によっては為替の変動等により早期償還されるものもある。
その他の平成23年度事業基金利息には、平成23年度中に償還・売却された債券に関する利息、償却原価法適用による利息などが含まれる。

2 決算事務について

(1) 有価証券の減損処理を行っていないため改善するよう求めたもの

公益法人会計基準によれば、資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額としなければならないと規定されている。しかしながら、本法人が事業基金の運用として所有している有価証券のうち、「ノルウェー輸出金融公社(仕組債)」については、帳簿価額1億円に対して、平成23年度末の時価は4,689万円となっており、時価の下落率は50%超(53.2%)であったが、平成23年度末決算においては「時価の回復の見込みがない、

とまでは言えない」という理由により、時価下落額の損失計上処理を行っていなかった。なお、一方において、当該下落額と同額の損失補填引当資産を計上していた。

今回のケースにおいては、当該債券の格付が著しく下落しており、回復の見込みを示すことができる合理的な理由があるとは認められないため、公益法人会計基準及びその運用指針に則り、減損処理を行うよう改善されたい。

(2) 賞与引当金が計上されていないので改善するよう求めたもの

本法人においては、職員に対する賞与について全額を支給時に費用として計上していたが、発生主義に基づき、年度末時点までに勤務実績が発生していると想定される3か月分に対応する賞与金額を引当金として計上するよう改善されたい。

3 経理事務について

(1) 減価償却について改善するよう求めたもの

本法人の会計規程によれば、減価償却は、当該減価償却資産を取得した日の属する月から始めるとされているが、平成23年度の減価償却費のうち、一部の資産について、取得した翌月から償却を開始しているものが見受けられた。

そもそも減価償却資産を取得した日から供用しない実態であれば、減価償却開始日としては、当該資産の供用開始日とすることも考えられる。今後、会計規程と会計処理の整合が図れるよう改善されたい。

また、本法人の会計規程運用マニュアル「会計規程の運用について」によれば、取得価額が10万円以上20万円未満の固定資産については、3年での年割償却を行うこととされているが、実態は3年で月割償却を実施しているため、今後、「会計規程の運用について」と会計処理とが整合するよう改善されたい。

(2) 本法人所有の備品の管理が不適切であったので改善するよう求めたもの

本法人所有の備品について、備品シールが貼付されていないものが見受けられた。貼付されていない備品の大部分は展示用のものであり、これらについては、来館者に対する見栄えの問題もあるものの、備品の現物確認の際の手続が容易になる点からも、原則として備品シールを貼って管理を行うよう改善されたい。また、平成24年3月に取得した備品（@3万3,000円×2個。固定資産計上対象外のもの）が実査時点（平成24年7月24日）で所在不明となっているなど、倉庫に保管されている備品の管理が行き届いていない箇所が見受けられた。倉庫に保管されている備品の管理を行うよう改善されたい。

(3) 本法人所有の備品の廃棄手続が明文化されていないので改善するよう求めたもの

本法人では、固定資産計上対象外の少額の備品（10万円未満の資産で

長期にわたり使用が見込まれる物)についても、備品一覧表に記載し備品番号を付し管理している。これらの備品を廃棄する際は、担当者が廃棄時に担当課へ口頭で申請する場合や申請していない場合もあるなど、明確なルールがなく、明文化された規程等も存在しないので、当該備品一覧表に記載されている備品の一部が既に廃棄されていた。たとえ少額な備品であっても法人として資産管理する備品については、廃棄に関する具体的なルールを設定するよう改善されたい。

- (4) 社会保険料がマイナスで計上されていたので注意するよう求めたもの
預り金に計上されている社会保険料の一部が平成23年度末 14万2,000円とマイナス計上されていた。マイナスとなっているものは、過年度に発生したものの累積であり、原因が明らかではなかった。原因を明らかにするとともに適切に処理するよう注意されたい。また、今後はマイナス残高が発生する都度、原因を調査し、適切な処理を行うよう注意されたい。

4 その他

- (1) 決裁供覧起案資料への記入漏れについて改善するよう求めたもの
本法人の決裁供覧起案資料において、「起案日」の記入はあるものの、「施行予定」、「決裁(閲了)」、「完結」の記載がなされていない。決裁承認されることにより、法人の事業が実施され、会計処理も確定されるため、決裁承認日付の記入を漏れなく行うよう改善されたい。

- (2) 大阪市立科学館友の会に対して目的外使用許可手続を行うよう求めたもの

本法人においては、任意団体である大阪市立科学館友の会に法人事務所及び設備を使用させているが、いずれも行政財産の目的外使用許可手続が行われていなかったため、改善されたい。

5 指定管理業務について

- (1) 再委託の所管部局への申請について注意するよう求めたもの
大阪市立科学館の管理運営業務に関する基本協定書第7条第2項によれば、当該業務の処理の一部を他に委託する場合は、書面により本市の承諾を得なければならない、と規定されている。

しかしながら、平成23年度における所管部局への再委託の申請一覧においては、再委託業務全件ではなく金額の大きいものや前年度から委託しているもの等のみの記載となっていた。所管部局への再委託の申請時にはすべての契約を記載するよう注意されたい。

- (2) 本市所有の備品の廃棄申請が適切に実施されていなかったため改善するよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本市所有の備品を廃棄した場合の本法人から本市への報告については、口頭での報告にとどめられている。口頭ではなく、廃棄の内容が記載された文書を作成し、本市へ申請、報告等させるよう改善されたい。

6 目的外使用許可に伴う使用料設定の根拠が不明確であるので改善するよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本市は大阪市立科学館西隣市有用地を来館者バス用駐車場として目的外使用許可を本法人に与えているが、当該用地の目的外使用料は大阪市契約管財局長通知「駐車場の使用料算定基準の改定について」（通知）（平成22年9月17日）に準拠し、路線価をもとに設定している。

一方、本市は近代美術館予定地とされる大阪市立科学館北隣市有用地につき来館者用駐車場として同様に目的外使用許可を本法人に与えているが、当該用地の目的外使用料単価は平成16年当時に設定したまま変更無く現在に至っている。その後、大阪市契約管財局長通知「駐車場の使用料算定基準の改定について」（通知）（平成22年9月17日）が通知されても当単価を使用し続けており、平成16年度設定単価が平成24年現在も合理的な単価であるとの根拠がない。北隣市有用地、西隣市有用地ともに使用目的が来館者用駐車場であり、単価設定根拠を統一して設定するよう改善されたい。

7 事業基金の運用状況について所管局として指導するよう求めたもの

【ゆとりとみどり振興局に対して】

本法人が計上している事業基金（平成23年度末22億円）は、そもそも平成元年の法人設立時において市が本法人の設立趣旨に賛同して、基金を運用することにより法人の事業運営に資するため、拠出したものである。

平成23年度末現在、当事業基金においてその運用に伴う多額の含み損が認識され、運用開始の意思決定が適切になされたか疑問の残る状況となっているが（前述の1（4）参照）、所管するゆとりとみどり振興局は基金運用方法及びその状況を確認するとともに、適切な運用を実施するよう指導されたい。

（意見）

1 要綱・マニュアル等の作成について

現金取扱事務や固定資産管理事務等について、実施手順等を記した要綱・マニュアル等が整備されていなかった。本法人の実状に合わせてこれらのマニュアル等を整備し、適正な会計事務の執行が確保されるよう検討されたい。

2 監事の独立性について

本法人の監事のうち1名は、本法人の会計・税務業務の顧問である会計事務所所属の職員でもあり、顧問税理士の立場として定期的に本法人へ会計に関するアドバイスも行っており、当該業務の報酬を受けている。そのため、監事としての、外観的独立性が損なわれているとともに、実質的にも監事の監査が自己監査に陥る恐れもあり、結果として監事の監査報告書の妥当性に疑義を持たれる可能性があることから、監事の独立性について検討されたい。

3 科学研究費補助金の研究機関による管理について

本法人は科学研究費補助金の研究機関としての指定を受けていないが、研究機関所属でなくても申請できる奨励研究制度（企業の職員等の科学研究を

行っている者が一人で行う研究に対して交付される制度)を活用し、本法人職員(学芸員)個人が科学研究費補助金の申請を行い、交付を受けている。この科学研究費補助金については、本法人としての機関経理は行っていないが、科学研究費補助金をめぐっては不正使用などの新聞報道が散見され、社会的な関心も高いことから、各研究機関において機関経理されることが奨励されており、義務化されている研究機関もある(国公立大学、独立行政法人等)。本法人は義務化の対象外ではあるものの、様々なリスクを勘案したうえで、法人としての機関経理を実施するよう検討されたい。

また、当該学芸員が行う科学研究費補助金の申請に際し、本法人内で決裁承認手続により申請可否を判断しているが、研究終了後に各学芸員から本法人への報告はなされていなかった。個人が収受する補助金とはいえ、本法人職員が行う研究に関する事項であり、経理不正等の事故が生じるリスクを管理するためにも、研究終了時にも各学芸員から本法人に対し、申請及び補助金の交付決定や、研究及び補助団体への報告が完了した旨の報告書等を提出させるよう検討されたい。

4 大阪市立科学館友の会について

大阪市立科学館友の会は独自に会員から会費を徴収しており、また、団体の会計も本法人の会計から完全に独立している。しかしながら、同会の事務局局長に本法人の学芸員が就任し、団体事務局は、本法人内に所在するなど、本法人の関連団体としての外観を有している。

本法人と同会を一体の団体と解釈する会員の存在も懸念され、万一資金不正等の事故が起こった時の責任関係が問題となる可能性があることから、本法人と同会の人的関係の整理等について検討されたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

公 告

大阪市公告第128号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当

〒545 - 8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06 - 6630 - 3122

2 入札に付すべき事項

(1) 売払物品及び予定数量

売払物品名	予定数量
舞洲工場回収金属	・鉄 144トン
	・アルミ 4トン
大正工場破碎施設回収金属	・鉄 427トン

(2) 引取期間

平成24年12月1日から平成25年3月31日まで

(3) 引取場所

舞洲工場

大阪市此花区北港白津1-2-48

大正工場破碎施設

大阪市大正区南恩加島1-11-24

(4) 引取方法

売払仕様書による。

(5) 入札方法

予定数量に単価を乗じた概算総額により行う。

(6) 下見場所及び下見日時

下見場所	下見日時
舞洲工場	平成24年11月6日(火) 午後1時30分集合
大正工場破碎施設	平成24年11月6日(火) 午後3時30分集合

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (3) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部物品等契約担当に対し、売払入札参加の申請を行い、承認書の交付を受けていること
- (4) 引取場所での売払物品の保管能力を超えない範囲で余裕をもった引取ができること

4 入札参加に要する書類

- (1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書(本市交付)
- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成24・25年度物品売払入札参加承認証の写し

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内 不用品売払入札等のご案内 「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること

5 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、入札参加申出書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関するお問い合わせ先

上記1に同じ

- (2) 入札説明書等の交付方法

本公告の日から平成24年11月5日(月)午後5時30分まで上記1及び大阪市ホームページにて無償により交付する。

- (3) 入札参加申出書の受付期間

本公告の日から平成24年11月5日(月)午後5時30分まで

6 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成24年11月7日(水) 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

7 入札保証金等

- (1) 入札保証金

免除

- (2) 契約保証金

落札者は、契約金額に予定数量を乗じた金額の100分の10以上を納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

8 入札者に要求される事項

入札に参加を希望するものは、平成24年11月5日(月)までに証明書等の提出をしなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

9 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)第28条第1項の規定に該当する入札

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札

入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の引取期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(環境局総務部総務課)

大阪市公告第129号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
 A T Cビル I T M棟 6階
 大阪市建設局総務部経理課
 電話06 - 6615 - 7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
	古原動機付自転車-1	1山
	古原動機付自転車-2	1山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時	保管場所	所在地
	11月7日(水) 午前10時から 午後1時まで	大阪市建設局 もと南工営所	大阪市西成区玉出東1-6-3

4 入札参加資格

平成24・25年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成24年11月6日(火)までに参加

申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書(誓約書・委任状)(本市様式)

イ 使用印鑑届(本市様式)

ウ 物品売払入札参加承認証(本市様式)

平成24・25年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム(<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>)の資料・ご案内 不用品売払入札等のご案内 「平成24・25年度申請書」からダウンロードすること。

エ 法人にあっては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあっては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあっては、市区町村長発行の印鑑証明書

エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成24年11月6日(火)午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで(午後0時15分から午後1時までを除く)

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書(物品買受申込書)を交付する。

資格審査は、4にある承認証を確認することによるので、持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から入札日まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限(入札日当日)までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

平成24年11月8日(木) 午前10時

平成24年11月8日(木) 午前10時30分

13 入札の方法

入札書(物品買受申込書)には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含

む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）入札に参加しようとする者は、下見日時及び保管場所の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。

（注2）転売目的の場合、古物営業許可もしくは、金属くず営業許可を持たない者のした入札は無効とする。

（注3）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が、指定期限（入札日当日）までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 その他

(1) 契約締結時において、4の承認を受けている者が、個人の場合は本人及び法人の場合は代表者以外の者が手続きを行う場合は、委任状を必ず提出すること。

(2) 10の契約保証金が指定期限（入札日当日）までに納付できない場合、大阪市規則第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

（建設局総務部経理課）

達

達第53号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第6号）の一部を次のように改正する。

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹

別表中「区役所総務課長」を「北区役所総務課長、都島区役所総務課長、福島区役所総務課長、此花区役所総務課長、中央区役所総務課長、西区役所総務課長、港区役所総務課長、大正区役所総務課長、天王寺区役所総務課長、浪速区役所総務課長、西淀川区役所人事総務課長、淀川区役所総務課長、東淀川区役所総務課長、東成区役所総務課長、生野区役所総務課長、旭区役所総務課長、城東区役所総務課長、鶴見区役所総務課長、阿倍野区役所総務課長、住之江区役所総務課長、住吉区役所総務課長、東住吉区役所総務課長、平野区役所総務課長、西成区役所総務課長」に改める。

附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。